

東京立正女子短期大学紀要

第 27 号

目 次

- 西洋と東洋の間で——Anthony Burgess, *The Right to an Answer* (2)
..... 鈴木 順子 (1)
- 「やはり／やっぱり」再考——関連性理論の視点から
..... 小 泉 ゆう子 (18)
- 高島平三郎の心理学に関する理論的概要..... 飯 田 宮 子 (52)
- 国民の知る権利と国会の活動に関する一考察
——委員会の原則非公開制を素材として..... 佐 藤 修一郎 (76)
- カントの〈始元論〉
——『純粹理性批判』における「生起しない」原因性について
..... 芦 田 宏 直 (116)

1 9 9 9

東京立正女子短期大学

—— 西洋と東洋の間で ——

Anthony Burgess, *The Right to an Answer* (2)

鈴木 順子

7. ラジ氏

この小説には現代英国の精神的荒廃の他に、もうひとつの重要なテーマがある。それは西洋と東洋の接触および相互理解という問題である。いわゆる国際人で東洋びいきのデナムにとっては、この問題はなんら摩擦を生じていないように見える。ところが東洋が足音高くイングランド郊外へ、ひいてはデナムの中のイギリス的部分へ踏み込んでくると、様相は一変する。ここではそれはセイロン人社会学研究者ラジ氏の姿をとっている。

ラジ氏もまたコロンボのホテルでデナムに接近してくる。彼はデナムの故郷の大学に学士入学する予定で、ついでに「人種的相違に関する一般概念」という論文作成に必要な資料を得るため、地域社会に溶け込む橋渡しをしてくれとデナムに頼む。デナムは断るが、ラジ氏は引き下がらない。結局、強引に押し切られて、デナムは帰りの旅をラジ氏と同行することになる。

ラジ氏は35歳、しかし年よりはるかに若く見える精力的人物で、長身で古典的ハンサムである。彼は洗練されたアクセントと教養の持ち主で、きわめて礼儀正しく、人なつこくて饒舌だ。コロンボからの旅客機の中で、デナムは早くもウパニシャッド哲学から性愛テクニックに至るまでの蘊蓄を披露するラジ氏の強烈な個性に煙に巻かれる。彼がおとなしくなるのは、飛行機がローマに着いてからで、すなわちヨーロッパはデナムの領域というわけだ。ロンドンの空港に到着したときには、彼は怯えているようにさえ見えるが、駆け落ちカップルとの面会后、ミッドランズで再会したラジ氏は、再び自信を取り戻してい

る。

やがて、その高適な理想にも関わらず、ラジ氏には拔きたい人種の偏見があることがわかってくる。彼がイギリスにあこがれるのは、隠れたコンプレックスの裏返しに過ぎないのだ。自分は「ここではただの黒人にすぎない」という意識のあるラジ氏には、白人の一員として認められたい、白人の仲間入りをしたいという強い欲求がある。むろん彼には、自らの知性と教養に対する強い自負と自尊心があるが、それは彼にとって自分の肌の色を隠す手段にすぎない。しかしそれでも彼の皮膚は黒いのであり、何をもってしてもそれを覆い隠すことはできない。

ラジ氏は二言目には「私は英連邦の一員です」と言って連帯を強調するが、もはやイギリス人にとっても空々しく響くこの言葉は、居合わせた人間を鼻白ませるだけである。BAの学位を振りかざすあたりも同様だ。彼はタクシーに乗っても料金を値切り、それに応じない運転手を泥棒呼ばわりしてデナムの面目をつぶす。しかも相手がそれに応報して彼を「黒ん坊」と呼ぶと、まじめくさってデナムに告げる。「ごらんの通り、ここには学問的綿密さをもって分析すべき障害があります。タクシー運転手階級の間では一般的と思われる人種の偏見です」(p.106-107 以下、文中かっこ内の引用ページはすべて、1978年Norton判による)

このようなラジ氏の偏見は他にも滑稽な誤解を招く。ブラック・スワンで、部屋によってビールの値段が違うことを知ったラジ氏は、それを次のように「分析」する。「ここには多くの社会的不平等が存在するようですね。あの他の部屋にいる人々は、あなた方にとっての不可触民なのです。このような非民主主義的な事柄は正さねばなりません」(p.118)

さらにラジ氏は、白人に対する劣等感に合わせて、英国在住の黒人移民に対する優越感を持っているように思われる。クラブ「ヒポグリフ」には、西インド諸島出身のギター弾きの男がいるのだが、住んでいる家から追い出されそうだというこの男の嘆きに対して、ラジ氏はなんの同情も見せず、冷たく言い放つ。「私は自身、西インド諸島人の居住区へ行くように言われましたが、あんな所を家と呼ぶくらいなら、路上で暮らした方がまだましだと思いますね」

(p.108) そして、「ニグロは低級な人種で、あの男は単に弦楽器に合わせて歌をうただけの人間です」(p.117) と言って、「重要な調査活動に従事する学士」である自分との差を強調する。

ラジ氏の意識構造の中では三種類の階級付けがあるように思われる。すなわち、白人、東洋人、黒人である。この点ラジ氏も、一種のエグザイルと言える。自国にあっては、その教育とアクセントゆえに白人寄りで、おそらく同胞から浮き上がった存在であったラジ氏は、彼の考えでは高次の存在である白人の仲間入りをしようとイギリスへ渡るが、そこではその肌の色ゆえに、ただの黒人としか認めてもらえない。言うなればラジ氏は寓話の中のコウモリなのである。

これほどの偏見に凝り固まったラジ氏に、他人の人種的偏見をとにかく言う資格はない。しかしイギリスとの接触は、彼の内部に眠っていた民族意識を目覚めさせ、それが悲劇をもたらすことになる。

その上、ラジ氏にはトラブルに巻き込まれる天才的素質があることが明らかになってくる。デナムに連れて行かれたヒボグリフで、彼はブロンドのアリスに会って一目で恋に落ちるが、その晩、ブラック・スワンでブラウンロウと鉢合わせし、アリスを巡って喧嘩になる。彼はブラウンロウをノックアウトするが、その帰路、今度はテディ・ボーイズの団に襲われ乱闘となる。どちらの場合も、ラジ氏にはまったく敵意はなく、むしろ友好を求めようとするのだが、それは裏切られ、彼はますます人種差別についての自分の信念を固めることになる。

しかし結果的には、この事件がラジ氏とデナムの関係を深める。乱闘で着衣が乱れ、このままではホテルへ帰れないと言うラジ氏をデナムは自宅へ連れ帰るが、そこでラジ氏は疲れて眠り込んでしまい、しかたなくデナムは彼を自分のベッドに入れてやる。黒人の男とひとつベッドに眠るという異常な体験は、デナムの心に、ラジ氏に対する同情と友情を呼び起こしたようだ。ひとつ屋根の下で、父のいびきとラジ氏のいびきが交じり合い、「アジアとヨーロッパがひとつのベッドを分け合う」。ラジ氏はある程度、彼の目的を果たしつつあるように見えた。

8. 混乱

ラジ氏はこの町で下宿を捜していたが、デナムは自分が日本へ帰ったあと、空いた部屋を彼に使わせようとする。欠点はあるにせよ、ラジ氏の人柄が誠実であることは間違いなく、そうすれば、すっかり老け込んで体の弱った父をひとりにしなくてすむからである。むろん彼の父はこれに反対するが、ふとした出来事が彼の心を一変させる。ラジ氏は先日泊めてもらったお礼として、セイロン風カレー料理を作ってデナム親子にふるまうのだが、それを食べると長年老デナムを悩ませてきた咳がびたりと収まったことに気づくのである。彼はラジ氏を見直し、下宿人として家に置いてもいいと思い始める。

ラジ氏は心からこれに感激し、デナムが日本へ発つにあたってのお別れのカレー料理を前に、人種相互理解の理想に燃えて、次のような演説をする。

「そして、私はお二人に愛を捧げます。そう、愛です。(中略) 愛こそは世界を動かすものです。愛、そう、それが答です。私たちは、この人類のすべての宝の中でも、最も貴重な宝を心に持ち、相互に与え、受けさえすれば、何ひとつ恐れるものはないのです。愛」 そのあとで、私たちはぎこちなく「愛」とつぶやきながら乾杯しなくてはならなかった。(p.151)

ラジ氏はその愛想の良さや礼儀正しさ、社交性を武器に、おおむねイギリス社会に受け入れられつつあり、その一方、イギリス女性に対する征服欲に燃える彼は、アリスを啓蒙にかかり、ある程度の親交を結ぶことに成功していた。そしてデナムは「あまり完全とは言えないにせよ、何らかの安定をあとに残していくという感じがした」(p.148)

船で日本へ旅立ったデナムの後を追うようにして、港ごとにラジ氏からの葉書が待っている。それはいつも質問で、「男女間に肉欲を伴わない愛は存在するか?」という内容のものだった。ラジ氏は明らかに、まったく新しい女性を知るとともに、それまで知らなかった種類の愛に目覚めたいらしい。度重なる答

の催促に、デナムは酔った勢いで、次のような暗合文を電報にしてラジ氏に送る。‘Can Orient People Understand Love. Are They Innocent Or Not. Not Only Women.’（頭文字をつづると ‘Copulate now.’ 「早いところやっつけてしまえ」となる） 酔いがさめると、デナムはラジ氏のまじめな質問に対して、このようなふざけた返事をしたことを後悔するが、いずれにせよ、彼はプラトニック・ラブには懐疑的である。そして彼が最初に書いたまじめな返事の手紙は、皮肉にもベリー・ダンサーがこぼしたビールでだめになってしまう。

船旅の途中、デナムはシンガポールでレンと再会し、イモウジェンの不幸を知る。しかし、日本へ着き、「公的生活の楽しいルーティン」とミチコの元へ帰ってくると、イングランドの騒ぎは遠い世界の出来事としか感じられない。しかし、もはや彼は「呪われたイングランド」から逃れられない運命にある。デナムはミチコにキスしようとして、彼女の頬の形がベリルのそれに似ていることに気づき、ショックを受ける。「ますます、あの退屈な中部地方の町とその郊外は、広い世界を侵食しようとしているらしい」

それは手紙の形をとって、デナムの世界へ侵入してくる。ウィンターボトムからの手紙には、イモウジェンが菌を四本折られて、父の元へ逃げ帰ったこと、彼自身はロンドンにとどまるつもりだということが書いてあった。ラジ氏は手紙ですべて順調であると伝えてきたが、デナムは父が便りをよこさないことを不審に思う。しかし、その疑念も、彼自身の身に起こった事件によってかき消されてしまう。

ミチコがワシントン・ハイツのアメリカ人ティーンエイジャーたちに暴行されたのである。彼女はそのショックから立ち直れず、ある日デナムの前から姿を消す。奇妙なことに、ほとんど時を置かずして、ロンドンと東京で二人の女が暴行の犠牲になったことになる。しかもその二人はどちらもデナムが愛する女で、それによって二つの愛情関係が破壊された。さらに付け加えるならば、この二つの事件には、ともに懲罰の要素が濃厚である。レンに関しては言うまでもないが、ティーンエイジャーたちの動機についても懲罰という言葉が使われている。

むろん、これはなんら正当な根拠を持たない、ひとりよがりの「男の正義」

による懲罰であり、デナムはフェミニスト的怒りをかき立てられる。しかし、これ以前のデナムがフェミニストとはほど遠い、女性蔑視に近い態度を取っていたことを考えると、これはデナム自身に下った懲罰とも考えられる。レンや若者たちは、確かにデナムの内部にもいたのである。ウーマンリブを嘲笑したバージェスであるが、ここには男性優位主義に対する明らかな反感が読みとれる。

傷心のデナムをさらに不幸な知らせが襲う。父危篤の電報が舞い込んだのである。おかしいことに、その発信人はラジ氏ではなく、ブラックスワンのテッドだった。デナムはすぐに日本を発つが、ロンドンの空港で彼を待っていたのは、「父死す」というテッドの伝言だった。デナムはロンドンで再会したウィンターボトムを連れてミッドランズへ向かう。

その足でブラックスワンを訪れたデナムはテッドから事の詳細を聞く。彼の父の直接の死因は心臓麻痺だったが、その死を早めたのは、明らかに弱った老人には刺激の強すぎる食事、毎日のカレー攻めだった。カレーは彼の咳を止めたかわり、その寿命をも縮めたのだった。さらに悪いことに、ラジ氏は老デナムの容態の悪化を、デナムにも町の人々にも隠していた。そして彼を西洋医学の手にゆだねることを拒んで、怪しげなインド人の医者にしから見せなかったのである。

9. 父と子

The Right to an Answer には、さまざまな形の愛が描かれているが、男女間の愛を別にすれば、目につくのは父と子、あるいは娘の間の愛である。

デナム父子、老いた父と中年の息子の、無口でさりげない、静かな愛情の描写には心暖まるものがある。デナムはめっきり弱って老け込んだ父の健康を気遣い、寒いイギリスを離れて自分といっしょに日本へ行くことを勧めるのだが、父は感謝しつつもこれをはっきり断る。デナムは病弱な父をひとりで残していくことには、いつも気後れを感じている。それゆえ彼は父をラジ氏に預けてい

ったのだが、この心遣いは結局裏目に出て、父は春を待たずに死ぬことになる。

もう一組の父子は、エヴァレットと娘のイモウジェンである。美しい娘を思う詩人の愛情は言うまでもないが、イモウジェンも、ウィンターボトムとの駆け落ちで明らかになったように、父に対して一種母性的な愛情を抱いている。そして彼女がいつも男の元から逃げ帰るのは父の所なのである。エヴァレットは娘の結婚生活がうまく行かないことを心配しつつも、内心イモウジェンが自分の元へ帰ってくるのを喜んでいるふしがある。それがあからさまになるのは、傷ついたイモウジェンがロンドンから逃げ帰ってきたときである。エヴァレットは喜々としてデナムに語る。「あの子は本当は男なんか好きじゃないのさ。あの子が好きなのは父親だけだ。あの子は昔に返ったんだ。すっかり痩せて、あの通り歯も欠けて、美容院に行こうともしない。私たちはいっしょにいて幸せさ。そう、幸せなんだ」(p.209)

むろんデナムは反論する。彼女は義歯を入れてもらうことができるし、やがてまた別の男を見つけるに違いない。時を逆戻りすることはできないのだ。しかしエヴァレットは耳を貸さない。

「いや、違う」とエヴァレットは叫んだ。「あの子はセックスなんか嫌いなんだ。私にそう言ったよ。いつもセックスが好きなふりをしていただけなんだ。というのも、それが大人になった証拠だからだ。でも本当は決して大人になんかなっておらんのだ。あれはみんな見せかけさ。上辺だけのことなんだ。本当のイモウジェンを隠している表皮なんだ。私は長い経験から、父親の心情の深さから断言するが、娘との関係だけが、真実で永続する、唯一の可能な女との関係なんだよ。そうとも、そうとも、そうとも」(p.209)

この言葉には、裏返しのエレクトラ・コンプレックスのようなものが感じられる。そしてこの小説には、もう一組の変則的父子が登場する。エヴァレット父娘のエレクトラ・コンプレックスに対する、エディプス・コンプレックスの象徴、ラジ氏と老デナムである。

帰国したデナムは父の友人であった牧師を訪ねるが、ラジ氏が彼を嫌うため、デナムの家から足が遠のいていた牧師は、老デナムが死にかけていたことすら知らなかった。むろんデナムはそれを不思議に思う。ラジ氏は誰に対しても人なつこく、理由もなく人を嫌うはずはなかった。ところがラジ氏にはデナムには思いも及ばなかった一面があったのだ。

牧師が、ラジ氏は老デナムに関してはきわめて独占欲が強く、まるで彼を独り占めにしておきたいようだったと述べるのを聞いて、デナムはその理由に思い当たる。

「彼は英国人によって、長年父性的支配の元に置かれてきたんです」と私は言った。「そして今、そのお返しをしようというわけです。復讐という意味じゃありません。復讐ではなくて、彼はただ父親になりたかったんです。そこへあなたが割り込んできた。というのも、彼の混乱した心の中では、あなたはいわゆる神父であり、彼のライバルたるもうひとりの父なんです」(p.204)

病気の老人に対して父親の役を演じるのは、いとも容易なことだった。そしてデナムは、ラジ氏に父の面倒をみてもらうことを望んでいたのだ。しかしそれならば、なぜラジ氏は老デナムを死に追いやるようなことをしたのだろうか。ここにオイディプス神話がよみがえる。ラジ氏は彼にとっての父親であった英国に対して、その座を要求した。そして老デナムは英国人であり、父親だった。「父の座を奪おうとするなら、まずはじめに父を殺さなくてはならない」ラジ氏が老デナムを愛していたのは確かだが、その愛も、隠されたもっと大きな欲望の前に屈したのである。

この小説には、父子の関係は繰り返し現れるが、母と子についてはまったく言及されていない。これはバージェスの他の作品にも当てはまることである。たとえば、*The Wanting Seed* には「大地の母」的女性ピアトリス・ジョアナが登場するが、彼女の双子の息子は、彼女の夫と愛人、すなわちトリストラム

とデレクの兄弟の分身であり、ここでも父の存在が母性を圧倒している。この母の不在はバージェス自身の生い立ち——赤ん坊の時に母を亡くし、決して愛することのできなかった継母に育てられたこと——と無縁ではなからう。

しかしそれ以上に重要なのは、バージェスの、ひいては西洋の思想基盤であるキリスト教が、きわめて父性的宗教であるということだ。英国はその強大な父性を植民地に押しつけた。ラジ氏は飲んだくれのプランテーション労働者だった実の父を軽蔑していた。彼の英国崇拜は、現実の父に対する失望の転嫁であると考えられる。彼は英国に、偉大で強力な父親の姿を求めたのだ。しかし彼は自尊心と自負のあまり思い上がった。ラジ氏は自分自身が「父」になれるという幻想を抱いたのである。しかしイモウジェンが子供に帰れないのと同じく、息子は父になることはできない。ここに悲劇が幕を開ける。

10. 見せかけの接触

父の死を知ったとき、デナムは自分を責めこそすれ、ラジ氏を責めたりはすまいと自らに言い聞かせる。この決意は、ラジ氏が明らかに彼の信頼を裏切ったことが判明してからも、変わらないように思える。父は高齢で、いずれは死ぬ運命にあった。そのうえ、死んだ者は死んだ者であり、それよりは生きている人間の、せっかく築かれた友好のほうが大切だった。しかしその決意も、ラジ氏との再会によってもろくも崩れる。

ラジ氏はデナムが口にもしないのに、彼が父を殺したのは自分だと思っているという妄想にとらわれている。デナムは彼の気持ちを軽くしてやるつもりで、「きみは父の世話を怠っただけだ」と言うが、ラジ氏は次のように反論する。

「あなたの父上には、何ひとつ不足なものはありませんでした。私は自分の父以上に手厚く、父上の世話をしました。父上が召し上がっていたような食事を食べることができたなら、私の父は今でも生きていたでしょう。あなたの父上は十分な世話を受けました。おそらく、数多い重大

な歴史的事実を鑑みれば、受けるに値する以上のものを受けたのです」
(p.218)

このような外的非難は、デナムには思いもかけないものだった。ラジ氏は父を愛していたはずであり、何より反民族主義者だったはずだからだ。しかしラジ氏は重ねて、事実何度も老デナムを殺したいと思ったことを告白する。ついにデナムは怒りを爆発させる。

「そうだろうよ。抵抗することもできない、あつらえ向きの眠っている白人の姿。どっちみちもうすぐ死ぬ人間だ。しかもそれは、我々は皆兄弟だという、きみのくそいまいましい話にもかかわらず、根本的な敵なのだ。そんなものが役に立つはずはない。決して役に立つはずがないんだ」

「何が役に立つはずはないのですか、デナムさん」

「我々が互いに相手を理解できるというごまかしさ。こんないまいましいちっぽけな星の上で、半分は残りの半分を理解することもできないんだ。私は他の人以上にそういうごまかしをしてきた。だが私は失望させられた」

「誰があなたを失望させたのですか、デナムさん」

「きみだ。きみだ。きみがしたんだ。西洋の服と、洗練された英語のボキャブラリーを身につけて、きみは人種間憎悪は白人の発明だというふりをする。自分が信用できるというふりをするんだ」

(中略)

「きみたちは違っているんだ。それだけさ。なのにきみは同じだというふりをする。『愛』とか『平等』とか『友愛』といった言葉を口にするとき、きみはこういう言葉を私たちと同じ意味で使っているという錯覚を起こさせる。そしてきみが私の父、『あの善良な老人』（私は彼の高調子をまねた）に対する献身について話したときも、きみはたぶん、屠殺場へ送るために豚を太らせている男が持つような愛情について話してい

たんだろう。私はきみを責めているわけじゃない」 私はすっかり疲れて言った。「私は自分自身を責めているんだ」(pp.219-220)

このデナムの言葉は、彼をまたある種の父、保護者とみなしていたラジ氏にとって、人種相互理解という理想の、完全な失敗の宣言に等しい。それは老デナムを死に至らしめたことに対する彼の自責の念を、さらに深い絶望へと駆り立てる。錯乱したラジ氏はデナムにピストルを向け、二人のうちのどちらかが死なねばならないと迫る。ラジ氏はデナムに憎まれることを死ぬほど恐れており、彼の狂った心は、それくらいならデナムを射殺したほうがましだと結論するのである。また彼は、他人が自分の悪口をデナムに吹き込もうとしているという病的な妄想に取り憑かれており、電話に出ようとするデナムを押しとどめ、出たなら殺すと脅す。思わずかっとなったデナムはラジ氏に向かって叫ぶ。「このくそいまいましい、大馬鹿の黒んは野郎！」

この一言はラジ氏を正気に戻らせるが、同時にこれは彼にとっては一種の最後通告だった。彼は「接触」が失敗に終わったという絶望を胸に家を出ていく。

この殺気だった口論のさなかにも、二人の男の間には真の憎しみはなかったことに注意したい。彼らの怒りは、お互いを理解したい、許したいという感情の、行き場を失ったはけ口にすぎない。デナムは、彼の父親の仮想の殺害者であり、彼自身の殺害者にもなりえた男に対して、自分は椅子で寝るから自分のベッドを使うがいいと申し出さえするのである。しかしラジ氏は悲しげにこれを辞退する。「あなたは何も変わったことはなかったというふりをしています、デナムさん。でもそうでないことはおわかりのはずです。ご自分がそんなにふりばかりしているのに、人がふりをしたと非難する資格はありませんよ」(p.221)

ラジ氏が去ったあと、デナムは「接触」(contact)について考える。彼は東洋にあって、つねに真の接触は存在し得ないと考えていた。しかし、このイングランドではどうだろう？ 彼はやはりここにもそんなものはないと結論せずにはいられない。それがエグザイルとしての彼の宿命である。しかしこの地で

は、彼は人々と接触しているという「ふり」(pretending)をしなければならぬ。彼は心の底から、「接触などないことがわかっていて、そんなふりをしなくてもいい所」日本へ帰りたいと願う。彼は以前シンガポールを「見せかけに満ちた町」(a city full of pretending)と呼んだが、イングランドという国そのものが「見せかけの国」なのである。不幸なラジ氏は、この国に来たとたん、その陥穽におちいってしまったともいえる。

しかし、ラジ氏の不幸はまだ終わらない。デナムの家を出て、アリスの家へ行ったラジ氏は、そこで妻とよりを戻すために帰ってきたウィンターボトムと出くわし、彼を射殺するのである。助けを求めにやってきたアリスからその話を聞いたデナムは、単身、死体と殺人者の待つウィンターボトムの家へ向かう。ラジ氏は彼に、もしあなたが自分の立場だったらどうするかと訊ね、もはやラジ氏対する憐憫以外の感情を持たないデナムは、自殺すると答える。その助言に従って、ラジ氏はデナムの目の前でピストル自殺する。

ラジ氏の接触は失敗に終わった。ならば東洋と西洋の接触は本当に不可能なのだろうか。いちがいにそうとは言えない。ミチコの暴行事件が日本の敗戦という歴史の影を引きずっていたように、ラジ氏もまた英国による植民地支配の影を引きずった人物である。ならば彼がそういう過去を持たない人間だったら、話はどうなっていただろう。何も起こりはしない。ただ「見せかけ」の接触があるだけである。それでは日本におけるデナムと同じことだ。

ラジ氏はその「見せかけ」の衣を引き剥がしてみせたという点で功績があったと言えよう。不幸な結果に終わりはしたが、彼は真の接触への第一歩を踏み出したのだ。バージェスは東洋に長く暮らした人で、それだけにそのむずかしさも熟知していたはずだ。

「黒人を家に入れる」ことを洩る父にデナムは言う。「今世紀の終わりには、彼らはみんなの家に入ることになりますよ。あらゆる肌の色の黒人がね。来るべき世界はアジアのものです」(p.113) 西洋と東洋と隔てる壁を突き崩すのは、ひとりの偉大な人間ではなく、ラジ氏やデナムのような、不器用な取るに足らない失敗者たちなのである。

11. ある解答

平和で退屈で、見せかけの安定を誇っていた郊外を、立て続けに三つの死が襲う。ひとつは自然死、ひとつは殺人、ひとつは自殺。さながら人の死に方のカタログといったおもむきで、シェイクスピア悲劇を思わせる幕切れである。

あたかも、神を気取る正義の鞭、レンのアウグスティヌスの呪詛がこのミッドランズにまで及んでいるかのように、安定に対する罪を犯した人々は、みなそれぞれに罰せられた。イモウジェン、ウィンターボトム、アリス、そしてラジ氏。

しかし、イギリスの長い冬が終わり、春がめぐってくるのと歩調を合わせるように、アウグスティヌスの絶望が行き着くところまで行き着いた先には、ペラギウスの楽天主義と明るさが戻ってくる。ブラックスワンで開かれた父の葬式後の茶会で、デナムは一面識もない会食者たちの間で徹底的に無視されるが、この死者を悼むにはいささか陽気すぎる宴会の間中、不思議な満足感を味わう。それは彼がもはや、この英国になんの絆も持たず、その罪についてとやかく言う必要はなくなったという安堵感から来るもののようだ。

バブを閉めたあと、デナムはエヴァレットとともに、テッドの「もう一杯」の招待を受けるが、このときテッドの父の形見の本の中から、『ハムレット』の1602年版四つ折り本が発見される。テッドはこれをアメリカの図書館へ売り、得た金の10パーセントをもらった発見者のエヴァレットは念願の出版資金を手に入れる。調査のためブラックスワンを訪れた学者たちが、セルウィンに興味を示したと後日談にあるので、おそらく彼にも運がめぐってきたのだろう。かくして安定と結婚に対する罪を犯さなかった人々には、それ相応の報いがあったわけである。

デナムはこれらの人々に二度と会えないのを多少心残りに思うが、別れ際にセルウィンはデナムとの再会を予言する。

東京へ戻ったデナムの会社に、世界旅行中のテッド夫妻が訊ねてくる。彼はアリスが再婚を考えていること、エヴァレット父娘が今ではブラックスワンの常連になっていることを話す。テッドたちが帰ったあと、デナムは鏡を見つめ

る。それは、この物語の中における自分自身の姿を見つめ直すことだ。そして彼は自分の姿が気に入らない。「頭は禿げかかり、頬はたるみ、歯は煙草のヤニで汚れている。腹は放蕩でふくらみ、胸は狭く、足はずんぐり短く、体中うんざりするほど毛深い。だが肉体はどうでもいい。肉体はただの道具だ。私が気に入らないのは目だった。愛のない口元、独善的な鼻孔の形」(p.252)

ここで彼は自分の最大の欠点、行動における無力さに気づく。彼はある意味では同じ欠点の持ち主だった *The Doctor Is Sick* のエドウィン・スピンドリフトよりも始末が悪い。エドウィンは「もの」であることから脱却しようと苦しみ、悪を犯すが、デナムはそれ以上に罪深いものとバージェスが考える「受動的善」に甘んじて、行動を避け続けていたからである。

私のはっきり感じたのは、自分がなんの助けにもなれなかったということだった。自分は犯すこともできない立場にいる罪を非難し、へまばかりしているか、あるいは面倒に巻き込まれることを拒否する、帰省中の金太りの男。なぜなら確かに、あの冷笑の的とされた郊外生活は、この面倒なことなど起こり得ない国での、売ったり買ったりの影のような生活よりは、しっかりしたものと言えるのではないだろうか。(pp.252-253)

その通り、彼がこれまで送ってきた人生は影に過ぎない。デナムはエドウィンよりはるかに現実に適応しているように見えるが、人生との真の接触を避けているという点では同罪なのである。

The Right to an Answer には、そのタイトルにふさわしく、様々な種類の質問があふれている。その多くは、飽くことを知らぬ探究者、ラジ氏によって発せられたものだが、この題名について言及するのはエヴァレットである。

「本当に解答を得る権利を持つ者は、誰ひとりいないと詩に書いてある」
「何に対する解答？」と私は訊ねた。

「究極的にはひとつの質問に集約される、あらゆる質問に対する解答だよ。その質問が何かは、かんたんには定義できない。だが我々は誰しも、それが何かを知っている」(p.210)

それらの質問は、デナムとレンの間で討議される「真実とは何か?」といった哲学的疑問から、「男女間に肉欲を伴わない愛は存在しうるか?」というラジ氏の質問まで、広範囲に及んでいる。中でも主要なものは、イングランドをおおう混乱の本質は何かというデナムの自問と、異なる人種間の相互理解は可能かという、ラジ氏の研究課題のふたつであろう。そしてそれらはひとつの質問に集約されるという。ならば、その質問に対する、やはりひとつの「解答」は用意されているのだろうか。現代世界を、デナムの憂える混乱と不毛から救い出し、ラジ氏の理想である西洋と東洋の相互理解を達成し、レンの求める究極的真理に至る助けとなるような、答は存在するのだろうか。あるとすればそれはたったひとつ、ラジ氏自身が口にした「愛」である。「愛、そう、それが答です」

この最終章で、例の「ダーク・レイディ＝黒人」説が持ち出されるのも、意味のないことではない。シェイクスピアとダーク・レイディの愛という異種族混交 (miscegenation) は、そのままラジ氏とアリスに重ね合わされる。このテーマはMF (1971) にもあらわれ、主人公マイルズ・フェイバーは、異種族混交を信条とする父の遺言に従って、中国人と結婚する。この主人公はアメリカ人だが、黒人であることは小説の最後まで読者には伏せられている。

シェイクスピアの場合も、ラジ氏同様、この接触は失敗に終わる。しかし、*Nothing Like The Sun* で、シェイクスピアが今際のきわに語るのも愛についてである。そして彼の混血の息子は東洋へ渡る。ことによったらラジ氏はその子孫なのかもしれない。

ラジ氏とウィンターボトム、ともにあまりにも愚かな人々、そしてその愚かさゆえに身を滅ぼした男たちだが、その二人は声高に「愛」を主張したのだ。そしてデナムはその二人の「愛」を冷笑し、退けた。しかし、そのデナムは誰

も本当に愛してはいなかった。

しかし一連の事件を経て、デナムは愛について考え始め、引退後、イギリスに帰って結婚することを考える。その求婚の相手の名は伏せられているが、もちろんイモウジェンだろう。その前途が多難なことは目に見えているが、面倒なことから逃げてばかりいたデナムとしては、これは大きな進歩である。ウィンターボトムとラジ氏は、ある意味では死を賭して、デナムを愛に目覚めさせたのだ。

この小説はラジ氏の未完の論文で終わっている。これはデナムが、ラジ氏の唯一の形見として東京に持ち帰ったものだ。ここでラジ氏は人種間憎悪の解消の手がかりとして愛を持ち出す。

現代世界にあまねくはびこる人種差別問題を考えるには、人種差別主義者の発言に、単に純然たる民族学的・人類学的事実を突きつけることによって反論するだけでは不十分だということを認識しなくてはならない。むしろ反論の余地なく、これには価値がある。しかし、人種差別主義は一般民衆の心の中から生まれるものであり、人種差別主義者、ファシスト、(めったにないことだが) 共産主義者、あるいは金権国家にとっては、支配階級の好みにそぐわない、ないしは経済的あるいは他の様々な理由で、彼らにとって不都合ななんらかのセクトを制圧する、あるいは極端な場合、抹殺するには、その大衆の憎悪の流れを、彼らに向けてやる以上のことをする必要はないのである。(中略)

人が持つ憎悪の容量の大きさは驚くべきものである。特に驚くべきは、人間は本質的に群居性の動物であり、その結果、人間が作り出した社会は様々な別名を持つ愛を礎にしていることである。信頼は愛である。信望もまた別種の愛である。警察力や国家の軍隊に依存することもまたある種の愛である。もちろん、あるグループに対する愛情は、生物学的必要から、(たとえそれがまったく根拠を持たない時でも) グループの幸福と安全、否、その存在そのものにとって脅威になりうるような外的要素に対する正反対の感情を喚起することは理解に難くない。(中略) し

かし理解しがたいのは、航空学の発展による地球の縮小化にうながされる一方、経済的必要に迫られて、ますます大きなグループに対する忠誠、換言すれば愛を必要としている現代に、なぜ人間はさらなる憎悪をつのらせていくのかということだ。(pp.253-4)

書き出しはいつも通り、持って回った論文口調だが、それは途中から調子を変える。それはむしろ、ラジ氏が恋をしたからである。

イギリスの春の日は、自然と同胞に対する愛を心の中につのらせる。心はとりわけ、愛する女性の存在によってふくらみ、どうして彼女も愛してくれないのだろうかといぶかしむ。愛は必要不可欠であり、呼吸のように自然でたやすいプロセスのように感じられる。しかし不幸にも……(p.255)

というところで、この論文は中断している。しかし不幸にもラジ氏の恋は実らなかった。だがそれはラジ氏が主張した愛の価値を減ずるものではない。この、英国の名もない郊外を舞台にしたささやかな恋愛小説は、絶望的に愛を求め、あるいは拒絶した男女の生んだ悲喜劇である。しかしそれでもなお、愛は答である。そしてそれはイエス・キリスト自身の教えでもある。

The Theoretical Outline on Heizaburo Takashima's Psychology

Miyako Iida

This paper is the summarization of the contents that have been presented as a series of studies concerning Heizaburo Takashima's Psychology at the annual meetings of the Japanese Psychology Association and the Japanese Educational Psychology Association since 1995. Parts of this paper overlap with the contents of the papers already written in Japanese in the Journal of Tokyo Rissho Junior College for Women (Iida, 1996, 1997, 1998).

This paper attempts to make the theoretical outline on Heizaburo Takashima who paved the way to scientific study of the child in Japan. Also, this paper attempts to delineate an aspect of Takashima as a developmental psychologist, and that has been neglected for a long time in the history of Japanese psychology. The description used as data originally written in Japanese is translated to English by the author.

The Journal, "Child Study (Jido Kenkyu)"

The first monthly periodical, the journal, "child study (Jido Kenkyu)" in Japan was published on Nov. 3 in 1898. It was almost 100 years ago from now. And it was two years before when lower elementary school (Jinryo Syogakko) became compulsory schooling (Shimabukuro, 1990, p. 85). The journal was started by three young scholars, Heizaburo Takashima (1865-

1946), Kojiro Matumoto (1870-1932), Masatugu Tukahara (1872-1946). The contents of the journal consisted of psychological, physical, educational, social, ethical, ethnic, medical, and law studies and information inside and outside of Japan. The most characteristic point of the journal was structured by way of scientific studies of child. Writers and readers ranged from academic doctors to fathers and mothers of general child. Researchers published an article, then the readers wrote about their opinion and question regarding the article in the journal. Researchers published an article asking for materials of studies, readers sent them if the materials were available. Like this, readers could become writers and writers could become readers, the journal promoted communication very much.

Takashima played a central role as the director of educational research institute (Kyoiku Kenkyujo), as the editor, and as a scholar for continuing publication of the journal with the help of Matumoto and Tukahara. In 1902, the journal was recognized by many academic scholars and the number of earnest general readers increased, finally the journal became organized as an academic society. Since 1903, the journal has been published by the Japanese Child Research Society (Nihon Jido Kenkyukai), later renamed the Japanese Paidology Society (Nihon Jido Gakkai). Paidology (Jidogaku) was named by Oscur Chrisman (1855-unknown), an American psychologist, a student of Stanly Hall (1844-1924). The word, Paidology comes from the combination of Paido (child) and logy (study) in Greek (Kurahashi, 1920, pp. 15-17). The president of the Japanese Child Research Society is Yujiro Matora (1858-1912) who lectured on experimental psychology first in Japan and who was the first Japanese student who studied under Hall. Matora mentioned the necessity of psychological study for understanding the child in his congratulatory address in the first publication of the journal (Matora, 1898, editorial column). The Japanese Child Research Society (later the Japanese Paidology Society) was started with academic councilors of psychologists,

medical doctors, educators, ethnologists.

The journal, "Child Study" was deeply characterized as the journal of the academic society and published the articles of special fields such as psychology, child psychology, pedagogy, educational pathology, special education, school hygiene, physiology, pediatrics. According to the report of the eighth annual meeting of the Japanese Paidology Society held in 1913, the number of members was 1132 and the circulation of the journal was 20300 a year ("Nihon Jido Gakkai Dai Hachikai Sokai," 1913, pp. 413-414). The journal, "Child Study" has grown as an academic journal introducing a variety of fields of knowledge of child, and has continued to be published until one year before the end of the World War II, 1944. It continued for 46 years. From beginning to end, Takashima was occupied with publication of the journal consistently.

The Relationship between the Journal, "Child Study (Jido Kenkyu)" and Psychology

The journal, "Child Study" was published on Nov. 3 in 1898, however tracing back to the origin of the journal historically, it could be dated to the Japanese Educational Research Society (Nihon Kyoiku Kenkyukai) organized in 1890. The Japanese Educational Research Society was founded by the plan under Masakazu Toyama (1848-1900), Yujiro Matora, Naibu Kanda (1857-1923). The purpose of the society could be summarized like below.

The Japanese Educational Research Society researches psychology of Japanese child and applies the results to education, especially teaching method, such as the relationship between quantity of knowledge and time for class, subjects arrangement, and the degree of psychophysical

development of child (Takashima, 1898, p. 10).

In those days, the teaching method was directly taken from Western knowledge without question, the society insisted that original psychological studies should be done for Japanese child. It should not be the copy of Western studies (Takashima, 1898, pp. 9-10). The founders of the society were 21 and the name of Takashima could be found in the list. Later, Toshihide Shinoda (1857-unknown) who joined the society and brought a questionnaire for child from Hall. The society translated it to Japanese and distributed it to elementary schools in Japan. This was the first attempt for scientific study of child in Japan (Takashima, 1898, p. 11). However the collection of data was limited and only the results collected by Takashima was announced in a journal (Takashima, 1894a, 1894b, 1894c, 1894d, 1894e, 1894f).

Five years later, the Child Research Association (Jido Kenkyu Kumiai) was organized as the special research association for the Japanese Educational Research Society. The purpose of the association is almost the same as described in one of the Japanese Educational Research Society and is summarized like below.

Psychology is the basis of pedagogy, then to study psychology of Japanese child scientifically is very important matter to establish Modern Japanese Education. Concrete psychological studies of Japanese child should be done broadly and immediately (Takashima, 1898, pp. 12-13).

In the 1890's, the Japanese Educational Research Society and the Child Research Association were organized for establishing the basis of Modern Japanese Education, however actual child study was not done at all. Then, the 1890's could be said to be a preparation period for conducting psychological studies of Japanese child. It does not mean the imitation of

psychological studies in West but the necessity of original psychological studies of Japanese child done by Japanese scholars. In those days, psychology was not the science of mind, itself in Japan, rather it took a heavy role as means for finding educational method and educational contents-teaching method, arrangements of subjects, contents for teaching, hour assignment and so on.

Looking at the history of education at that time, in 1886, the first Minister of Education in Japan, Arinori Mori (1847-1889) established school laws consisting on elementary school law, junior high school law (lower junior high school and higher junior high school), teachers school law, and imperial university law. Formally educational system was made. In 1890, the Educational Imperial Rescript (Kyoiku Cyokugo in Japanese) was promulgated and the purpose of education was determined (Shimabukuro, 1990, pp. 78-81). Elementary schools were settled in whole country but the concrete educational contents and the educational methods were not be established yet. Then, psychology appeared as a necessary and attractive applied science to lead the educational methods and contents. In those days, the Ministry of Education completely took American style of education into founding teachers schools. Sheldon's objective lessons were explained as exploration of mind (Wakabayashi & Shirai 1883) and were spread to teachers as the basis of teaching method in all of Japan (Takashima, 1898, p. 9). In 1887, German Herbartian scholar, Emil Hausknecht (1853-1927) was invited as a professor of Imperial University and spread Herbart's pedagogy to Japan. Herbart's pedagogy put emphasis on the purpose of education to be ethics and the methods of education to be psychology (Kinoshita, 1994, pp. 122-123). Herbart's psychology is introduced by Motora who lectured on experimental psychology first in Japan (Takashima, 1903, pp. 12-13; see also Kodama, 1994, p. 299). In these circumstances, the journal, "Child Study" was born for conducting scientific and actual study of Japanese child by Takashima,

Matumoto, and Tukahara.

Five years later, in 1903, the journal became the journal of the Japanese Child Research Society and the below sentences were printed with big words on the cover in the first number of Vol. 6.

This journal is published as the journal of the Japanese Child Research Society and aims to study the function and the principle of human (male and female) growing process physiologically and psychologically under 25 and to apply them to education, ethics, pathology, and philosophy.

This description shows that the subjects of child study extended from birth to 25. Nowadays, child is defined as elementary school boys and girls from 6 to 12, however in those days, the period of childhood included the period of embryo (from impregnation to birth), the period of infancy (age 0-3), the period of small childhood (because of being not able to find any appropriate English word corresponding to Yojiki in Japanese, small childhood is used in this paper, age 3-10), the period of boyhood/girlhood (age 10-15), and the period of adolescence (age 15-25) (Takashima, 1914a, pp. 8-12).

Especially for Takashima as the editor, the journal, "Child Study" deals with all changes seen from the time of cell-cleavage after impregnation to the time of peak of physical growth. Strictly saying, the journal deals with highly complex human developmental studies from birth to adolescence by the simple name of Child Study. Thus, the journal, "Child Study" is considered as the first journal published at the point of developmental psychology in Japan. Still now, so many people including many scholars misunderstand the meaning of Child Study which is used as the title of the journal. Takashima is not a child psychologist who only studied small children. It could be said that he was the first developmental psychologist who studied physical and mental changes from birth to death in Japan. Because Takashima wrote the

book regarding psychology seen in the period of adult and old age later (Takashima, 1920).

Therefore, dealing with mainly human development, the journal, "Child Study" introduces a variety of studies related to child from a variety of fields such as physiology, medicine, law, education, ethnology, religion, and ethics to both academic people and general people who are occupied with education; doctors, professors, high school teacher, junior high school teachers, elementary school teachers, kindergarten teachers, and mothers and fathers.

Takashima let the scientific study of the child be known not only inside of country but also outside of country. In the journal, we could find the original letters from several famous American psychologists with translation in Japanese. It shows that Takashima managed the journal, "Child Study" from an international point of view. He did let child study conducted in Japan know to American psychologists, at the same time he did let the opinions toward child study by American psychologists be known to Japanese readers. Probably, these letters would be interesting and important documents to know the child study in America. The letters are from Stanley Hall, George Ladd (1842-1921), Henry Donaldson (1857-1938), Edward Scripture(1864-1943), and F. Tracy (unknown). For Takashima, especially the letter from Stanley Hall seems to be very impressive. Later, he referred to Hall's words and used them to show his attitude toward child study in an editorial (Takashima, 1902, pp. 3-4) that child study is a new link between the university and the kindergarten and is full of practical applications to education (Hall, 1899, editorial column). From this writing, it could be imagined that Takashima would be a practical educator because what he has shown to the Japanese readers is an objective lesson, itself.

Takashima's Psychology

Personal History

Takashima was born on Oct. 1 in 1865. It was the ending of Samurai Era and two years before Modern Japan opened her country to the world with the Meiji Restoration in 1867. He grew up at Fukuyama in Hiroshima prefecture, western area of Japan and was raised as the third son and a descendent of samurai. As his family was not affluent and his father was ill, he must abandon to go to an upper school to support his family with his mother. As soon as finishing elementary school education, he became a teacher of his school. It was the first step when Takashima committed himself to educational world when he was 13 years old. In those days, teaching at the elementary school, Takashima learned Chinese poem, arithmetic, and English from three excellent scholars. Being admitted the experience teaching at the elementary school, he became a schoolmaster of elementary school at 19 years old and moved to Tokyo to become a teacher of Tokyo upper teachers school at 22 years old. The next year, he became a teacher of a school (Gakusyuin in Japanese) where only noble family's children could enter and continued teaching until 31 years old. During teaching at Gakusyuin for 9 years, Takashima was academically stimulated by meeting with prominent scholars. One of the scholars was Matora who is the first Japanese psychologist who got a Ph. D. under Hall at the Johns Hopkins Univ.. Takashima regarded Matora as his academic teacher, and regarded as Hall as his academic teacher's teacher, as described in the journal (Takashima, 1924, p. 427). Takashima participated with the Japanese Educational Research Society (Nihon Kyoiku Kenkyukai) at 25 years old, and also with the Japanese Child Research Association (Jido Kenkyu Kumiai) at 27 years old. At 32 years old, he was invited to Nagano teachers school as a teacher but he resigned teaching after 1 year. He returned to Tokyo and

was occupied with editing text books. At 34 years old, Takashima carried out publishing the journal, "Child Study" with Matumoto and Tukahara. This was the first action to conduct concrete and scientific study for understanding the child in Japan. Takashima's activities did not belong to the central educational institute but spread child study to academic people and general people, and further to the people overseas.

He was a scholar who did not belong to any special school or special organization. He was a very rare person who could survive as a scholar without high educational background and not belonging to academic clique. He was the first and the last scholar who remained without academic background in the history of Japanese psychology. Still now, he is called as a private scholar in the history of Japanese psychology (Kiuchi, 1993, p. 22). After the journal, "Child Study" became the journal of the Japanese Child Research Society (later, Japanese Paidology Society), Takashima lectured on psychology, pedagogy, child psychology, and physical education at Japan Women's Univ., Toyo Univ, and Rissho Univ.. Also, he was occupied with private education through training meetings for reforming of delinquent, meetings for the Japanese Child Research Society and so no.

With regard to his religious life, his parents were eager Christian in his younger days. It was written that he was very much influenced by superiority of Christianity (Uchida, 1940, p. 168) and his mother could recite every verse in the Bible (Inose, 1940, p. 5). But he devoted himself to Buddhism in his elder age. There is a book titled "Nichiren, the Saint in the light of Psychology in English (Shinrigaku jyo yori mitaru Nichiren Syonin)" (1914b). The book analyzed Nichiren, who is a great religious person who appeared in the 13 century, by developmental stages. Interestingly, this title is very much similar to the book written by Hall, "Jesus, the Christ, in the light of Psychology" (1917).

He wrote 40 books and more than 160 papers. The representative

writings are "Educational Psychology (Kyoikuteki Shinrigaku)" (1900), "Child Study Applied to Education (Kyoiku ni oyo shitaru Jido Kenkyu)" (1911), and "General Psychology (Shinrigaku Koyo)" (1926).

Philosophical Antecedents

Historically the origin of Japanese experimental psychology (scientific study of mind) came from Stanley Hall in America through Hall's student, Matora, the first psychologist in 1891 (Kodama, 1994, p. 298). However, before Hall, "Mental Philosophy Including Intellect, Sensibilities, and Will" (1857) written by Joseph Haven (1816-1874) was translated to Japanese and introduced to Japan in 1878 by Amane Nishi (philosopher/enlightenment thinker; 1829-1897). At present, this book is considered as the first book that introduced psychology to Japan (Takashima, 1903, pp. 9-10; see also Ota, 1997, pp. 20-24; Sato, 1997, pp. 11-14). Then, before Matora, many prominent scholars studied psychology (mental function) in the category of philosophy.

It is not known how Takashima acquire the knowledge of psychology in his younger days in the countryside, but it could be assumed from three poems, the song of psychology, the song of philosophy, and the song of logic written by Takashima at 19 years old (Quoted in Inose, 1940, pp. 102-107) that he was influenced by three prominent scholars, Masakazu Toyama (philosopher/pedagogist), Ryokichi Yatabe (botanist/pedagogist/poet; 1851-1899), and Tetujiro Inoue (philosopher/pedagogist/poet; 1856-1944). All of three had experiences studying abroad from the end of Samurai era to the beginning of modern Japan. They were great intellectuals who brought Western knowledge, especially social and cultural enlightenment to Japan for establishing Modern Japan/making modern Japanese. Toyama and Yatabe graduated from American Universities (Sato, 1980, p. 593; Takahashi, 1980, pp. 416-417). Inoue studied under Wilhelm Wundt at Leipzig for a while (Hasegawa, 1980, p. 105). After studying abroad, the three of them published

an anthology (Shintaishisyo) that consists of Japanese translation of western poems (Shakespeare and Longfellow) and their own poems in 1882. They made a new style of expressing their own ideas and feelings freely in Japanese letters by poem, and that style became the origin of modern Japanese poem. Also, Toyama and Yatabe started a movement of a new Japanese letter/Roman letters (Romaji that describes the letter by pronunciation) for expressing western words and easier understanding in Japanese (Syowa Jyoshi Daigaku Kindai Bungaku Kenkyushitu, 1956, pp. 84-88, pp. 223-225).

Learning their new style of poem, Takashima wrote many poems expressing his thought and feelings in his younger days. His strong spirit toward freedom, will, and adoring child (future of human being) was raised under the circumstances of incredible changes between old Japan and new Japan, between Samurai era and Meiji era (starting point of modern Japan), between destined hierarchy system of social positions (samurai, farmer, engineer, merchant) and equality of social positions. Absolutely he could know the knowledge of psychology from the books written by prominent philosophers who brought new knowledge of human being, especially Inoue and Toyama. Later, Takashima would meet Inoue and Toyama through the connection of child study in Tokyo.

Psychological Antecedents

Four persons have influenced the establishment of Takashima's psychology. The first is Immanuel Kant (1724-1804), the second is Wilhelm Wundt (1832-1920), the third is Stanley Hall, and the fourth is Yujiro Motora.

Influenced by Kant and Wundt

Takashima divides mind into Intellect, Feeling, and Will as advocated by Kant. According to Takashima, these three division function together, and he

called it three divisions of one mind. Examining his books regarding psychology and child study, the last chapter was always titled the law of psychology consisting the law of relationship and the law of development. This means that Takashima explains mental function by using the law of psychology written by Wundt (1896). The mental function was explained by the structure of elements, sense and simple feeling. Takashima stands in Wundt's Psychology/structuralism for explaining mental function.

Influenced by Kant and Hall

Next, Takashima uses three developmental classes (stage in present usage) for explaining the qualitative changes seen in some particular period of life. In his early work (Educational Psychology/Kyoikutei Shinrigaku, 1900), he explains mental development by using psychology of sense, psychology of understanding, and psychology of reasoning. The terms of sense, understanding, and reasoning show qualitative higher changes in mentality, and that is described by Kant (Suzuki, 1971, p. 8). In his middle work (Child Study Applied to Education/Kyoiku ni oyo shitaru Jido Kenkyu, 1911), he explains the development of play by using recapitulation theory. A small child prefers to play alone with primitive stuff such as water, soil, and stone. But getting older, a child prefers to play in a group with regulating rules, such as cards, baseball, football. In his later work (General Psychology/Shinrigaku Koyo, 1926), he explicitly emphasizes developmental class (stage in present usage) and the names of class are partly changed from the way he used them in his early work. Sense class corresponds to the child from the period of infancy to the period of former small childhood (age 0-7). Vorstellung (idea in English) class corresponds to the child from the period of latter small childhood to the period of boyhood/girlhood (age 7-15). Thought class corresponds to the child in the period of adolescence (age 15-25).

Influenced by Motora

The journal "Child Study" included a variety of studies extending to many fields. After Motora became the president of the Japanese Child Research Society, Motora's experimental studies were published many times in the journal. Especially, an attention training instrument that was originally devised by Motora was useful to improve response of slow learners in elementary schools (Motora, 1900a, 1900b, 1900c, 1909). Takashima took experimental studies and their practice into child study. The journal published the articles related to the social problems of handicapped children, vagrant children, juvenile delinquents, mental retarded children, illegal children's labor, child abuse and so on.

The many researchers who dealt with these kinds of social problems led to the establishment of special academic fields separately, such as educational psychology, child psychology, clinical psychology, special education, school hygiene, educational pathology, social welfare and so on. School psychology is still becoming established in Japan. Qualification of clinical psychologist and school psychologist is not admitted legally yet in Japan.

Development of Intellect, Feeling, and Will

Summarizing the development of Intellect, Feeling, and Will by Takashima, the mental elements of sense and simple feeling caused by physiological function are the core/basis of mental function. The combination of sense and simple feeling brings out reflex and drive seen in primitive will. The basis of mental function (Intellect, Feeling, and Will) are made from the period of infancy to the period of former small childhood (0-7). Emphasized on sense as the most important mental element, this period is named Sense Class (stage). From the period of latter small childhood to boyhood/girlhood (7-15), the child begins to perceive the outside world, and that gives rise to concrete ideas. Memory and imagination are facilitated by the law of

association. Accompanying ideas, personal emotion (fear, joy) and social emotion (sympathy) are appeared as complex feelings, and the desire is caused to fit to an idea corresponding to one's purpose. Emphasized on Vorstellung (idea)/association of idea, this period is named Vorstellung (idea) Class (stage). In the period of adolescence (15-25), a variety of ideas are apperceived and begins to form integrated abstract concepts. As the result, judgment and reasoning begin to be available for thinking. Also, aesthetic appreciation such as truth, goodness, and beauty develop, and through deliberation, choice, and decision, voluntarily will be conducted. Emphasized on abstractive concepts, this period is named Thought Class (stage). Table 1.

Mental Function Developmental Class			Three Divisions of One Mind		
			Intellect (knowing)	Feeling (feeling)	Will (conducting)
Period of Childhood	Infancy-Former Small Childhood	Sense	<u>Sense</u> • General Sensation • Special Sensation • Higher Senses • Synaesthesia	<u>Simple Feeling</u> • Pleasure-Unpleasure • Mood • Sense Feeling • Expression of Simple Feeling	<u>Drive (Reflex)</u> • Movement • Instinctive Movement • Habitual Movement
	Latter Small Childhood-Boyhood/Girlhood	Vorstellung (Idea)	<u>Perception</u> • Illusion • Vorstellung/Idea • Memory • Imagination	<u>Emotion</u> • Personal • Social • Expression of Emotion	<u>Desire</u> • Physical • Mental • Personal • Social
	Adolescence	Thought	<u>Thought</u> • Apperception • Concept • Jugement • Reasoning	<u>Sentiment</u> • Intellectual • Aesthetic • Moral • Religious	<u>Will</u> • Motivation • Deliberation • Choice • Decision

Table 1. The mental structure by Takashima

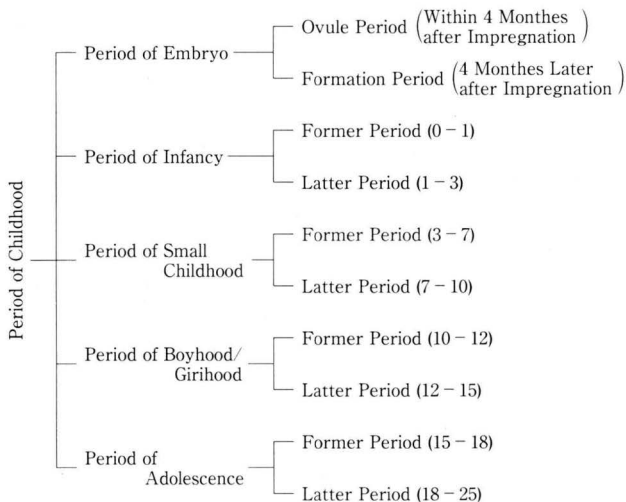


Table 2. The developmental division by Takashima (The Japanese Child Research Society/The Japanese Paidology Society determined)

shows the mental structure by Takashima, and Table 2. shows the developmental division by Takashima (The Japanese Child Research Society/The Japanese Paidology Society determined)

Development of Ego

(Integration of Intellect, Feeling, and Will)

In moral words, the development of ego could be said to be personality formation. Since this is different meaning from that used in modern psychology, personality (Jinkaku in Japanese) in those days was considered the highest level of ego functioning such as introspective consciousness,

integrity, identity, self decision, consciousness of responsibility, and free will /choice of freedom (Takashima, 1926, pp. 456-468; see also Kobayashi, 1977, p. 457). Then, personality formation corresponds to the purpose of Education, Takashima insisted that studying development of ego is an important area in psychology. According to Takashima, ego is considered as integration of intellect, feeling, and will. The ego develops through three classes, Sense Class, Vorstellung (Idea) Class, and Thought Class.

The Ego in Sense Class (0-7 years)

Ego is formed by the senses, especially the feeling of pain becomes the center of ego. The sense of ego is appropriately formed by resistance receiving pain. The characteristics of infancy–Due to a variety of sensory stimulation, adjustment functioning of muscles would be available. The work of will parallels to the growth of the motor (muscular) system. By the expression of feeling for self defense and acquired language, child widens his/her world. The characteristics of former small childhood–Child shows autonomy in all activities and seeks a new stimulus. Holding anything no matter what it is facilitates the distinction between self and outside things, and also facilitates to know the relationship between self and outside world. That makes the basis of controlling the world by one's power.

The Ego in Vorstellung (idea) Class (7-15 years)

The ego in this class is made basically from ideas. Whenever self is painful, enjoyable, and doing something, always the concrete idea of self appears, looking like the figure and the face reflected on a mirror and projected on a picture. The characteristics of latter small childhood and boyhood/girlhood–Due to much curiosity, the child prefers observing things. Going through many experiences, the child tries to take outside world into his/her own world, that is called subjectivity of object. The appearance of

desire toward possession and power could be seen as the beginning of a distinction between self and others and the establishment of the self consciousness.

The Ego in Thought Class (15-25 years)

The ego in this class is made by integrity of thought, admitting the relationship between the self and the outside world. The characteristics of adolescence–The ego becomes very subjective and ego concept is made by representing all of the internal world of self. Ego becomes the center of consciousness and integrates everything. Because of the characteristics of each ego, individuality appears clearly, and the adolescent establish his/her existence through the relationship between self and society. Table 3 shows the development of ego by Takashima.

	Developmental Division		Developmental Class	Condition of Ego	Origin of Ego Formation
Development of Ego	Period of Childhood	Infancy – Former Small Childhood	Sense	Sense of Ego	Feeling of Pain
		Latter Small Childhood – Boyhood/Girlhood	Vorstellung (Idea)	Consciousness of Ego (Ego on a Mirror Ego on a Picture)	Distinction between Self and Others
		Adolescence	Thought	Ego-Concept	Relationship between Self and Society

Table 3. The development of ego by Takashima

Nursing Individuality

(Fault of Education in Japan)

Takashima regarded individuality as the most important potentiality for a human to develop his/her own ability. Then, nursing individuality since infancy is a very important matter for people who are involved in education. Takashima insisted that man should not be grown as same as others. Man should grow with his/her uniqueness and the uniqueness will be useful for society after he/she is grown up. Takashima points out that Japanese education lacks nursing of individuality.

According to Takashima, individuality will be developed through social experiences, then individuality and sociality are interrelated to each other. The person who lacks individuality also lacks sociality, and the person who is rich in individuality is also rich in sociality. Later, individuality tests were divided into intelligence test for measuring intellect and personality test for measuring feeling and will.

Development of Sympathy

(Others Understanding Based on Imagination)

In modern psychology, it is hard to find the word of sympathy, but it could be said to be others understanding based on imagination. Takashima thought the origin of sympathy could be seen in the baby's smiling after the birth. He explains the development of sympathy by using developmental classes.

In sense class (0-7), child laughs when mother (everybody) laughs, child cries when mother (everybody) cries. This kind of sympathy comes from physiological stimulation. Takashima calls this physiological sympathy.

In vorstellung (idea) class (7-15), child begins to observe others expressions and interpret them by using imagination. The child can experience others' situation by imagination. At this class, child could begin

to understand others. Takashima calls this psychological sympathy.

In Thought class (15-25), psychological sympathy joined the work of will, the adolescent thinks how he/she could decrease others pain and increase others happiness. As a result, the adolescent shows it by actual conduct (deed). Takashima calls this moral sympathy.

Difficult Vision of Child Study

In 1912, the book titled "Paidology (Jidogaku Koyo)" was published by Matora with other 7 authors. At present, the study of paidology does not exist, however in those days paidology did exist and was supported by many scholars. The child study started by Takashima (Matora, 1912, p. 9) was assumed to be on the way to becoming established as a scientific new study. And that time, Matora who was in the position of president of the Japanese Child Research Society. Takashima led child study to paidology by Matora's strong support, but after the death of Matora, paidology was like the study of a phantom. Because he was a medical doctor, Kunika Katayama (1855-1931), president of the society centered physical and psychological study from a medically emphasized point of view, such as mental illness of child, mental retardation of child, and illness of child. Further for Takashima who did not have academic base (no alma mater) as a psychologist and a pedagogist, it is assumed to be impossible that Takashima could establish paidology.

In psychology, Yoshihide Kubo (1883-1942) who studied under Hall started advocating the specialty of child psychology, in pedagogy, Sozo Kurahashi (1882-1955) and Iwazo Ototake (1875-1953) started advocating the specialty of educational psychology. They are the people who published their articles in the journal, "Child Study". The child study done by Takashima could not help being buried in the academic transition of days.

Child Study as a Bridge to Specialized Fields

Examining previous studies regarding Takashima (Katoda, 1985; Kiuchi, 1993; Ishii, 1998; Oizumi, 1998), Takashima's academic achievements are undervalued in the studies. The main reason for this is described as his lack of basic academicism and lack of logic and his vagueness about child study, psychology (especially child psychology), and education.

These findings indicate that the studies regarding child was not specialized (immature) in those days. These findings also indicate the process of how child study was developed in Japan 100 years ago, and how Takashima's work of child study built bridges to specialized academic fields in Modern Japan. At present, the studies regarding child are divided into many specialties, but they are not integrated.

What Takashima tried is to study child scientifically first in Japan and explored the way of child study. He sowed the seeds of scientific study of the child into the many various fields of scholars who participated in the journal, "Child Study" and many general readers and also cultivated the soil for raising the specialty in each field. That accomplishment should not be ignored.

References

- Hall, G. S. (1899). Hall's letter. *The Child Study*, 1(6), editorial column.
- Hall, G. S. (1917). *Jesus, the Christ, in the light of psychology* (2 vols.). Garden City, NY: Doubleday.
- Hasegawa, T. (1985). Inoue Tetujiro [Inoue, Tetujiro]. In H. Tomita (Ed.), *Umi wo koeta Nihon Jinmei Jiten* (pp. 105-106). Tokyo: Nichigai Associates, Inc..
- Haven, J. (1857). *Mental Philosophy Including Intellect, Sensibilities, and Will*. Boston: Gould and Lincoln.
- Iida, M. (1996). Takashima Heizaburo no Shinrigaku Kenkyu (1) -Zasshi "Jido Kenkyu"

- wo toshite miru Meijikoki no Nihon Shinrigaku no Gaikan- [A Study of Takashima's Psychology (1) -Aspects of Early Japanese Psychology through Journals of the Jido Kenkyu-]. The Journal of Tokyo Rissho Junior College for Women, 23, 151-188.
- Iida, M. (1997). Takashima Heizaburo no Shinrigaku Kenkyu (2)-Chi·Jyo·I no Hattatu- [A Study of Takashima's Psychology (2)-Development of Intellect, Feeling, and Conation-]. The Journal of Tokyo Rissho Junior College for Women, 24, 127-147.
- Iida, M. (1998). Takashima Heizaburo no Shinrigaku Kenkyu (3)-Chi·Jyo·I ni kansuru Rekishi teki Haikai no Kosatu- [A Study of Takashima's Psychology (3)-The Historical Background on Development of Intellect, Feeling, and Conation-]. The Journal of Tokyo Rissho Junior College for Women, 26, 89-103.
- Inose, O. (1940). Sensei no Shikiken no Ippan [A Part of Teacher, Takashima's Foresight]. In T. Maruyama (Ed.), Takashima Sensei Kyoiku Hokoku Rokuju Nen (pp. 93-115). Tokyo: Takashima Sensei Kyoiku Hokoku Rokuju Nen Kinenkai.
- Ishii, F. (1998). Takashima Heizaburo no Syoni Kenkyu to sono Jidai [Heizaburo Takashima's Child Study and the Days]. In Shinri Kagaku Kenkyukai Rekishi Kenkyubukai (Ed.), Nihon Shinrigakushi no Kenkyu (pp. 217-251). Kyoto: Hosei Syuppan Kabushikigaisya.
- Katoda, K. (1985). Wagakuni ni okeru Jidogaku no Tanjyo to Takashima Heizaburo [The Birth of Paidology in Japan and Takashima, Heizaburo] In Jido Mondaishi Kenkyukai (Ed.), Nihon Jido Mondai Bunken Sensyu 29 Kyoiku ni oyo shitaru Gido Kenkyu by Takashima, Heizaburo, Kaisetu (pp. 3-17). Tokyo: Nihontosyo Senta.
- Kinoshita, N. (1994). Herubaruto [Herbart]. In Britanica Kokusai Dai Hyakka Jiten (Rev. 2nd ed. Vol. 18, pp. 122-123). Tokyo: Kabushikigaisya TBS Buritanica.
- Kiuchi, Y. (1993). Meijimakki ni okeru Jido Kenkyu no Yotai ni kansuru Ichi Kosatu- Takashima Heizaburo to Matumoto Kojiro wo cyushinnishite-[A Study on the Situation of Child Study at the End of Meiji Era-Centering Takashima, Heizaburo and Matumoto, Kojiro-]. In Kyoiku Kagaku (Ed.), Research bulletin of education sciences, Naruto University of Teacher Education, 8, 21-35.
- Kobayashi, T. (1977). Seikaku [Character]. Shin Kyoiku Shinrigaku Jiten (pp. 456-458). Tokyo: Kaneko Syobo.
- Kodama, S. (1994). Nihon no Shinrigaku [Japanese Psychology]. In T. Umemoto & T. Oyama (Eds.), Shinrigakushi e no Syotai-Gendai Shinrigaku no Haikai (pp. 295-309). Tokyo: Kabushikigaisya Saiensusha.
- Kurahashi, S. (1912). Jido Kenkyu no Gaikyo [The Outline of Child Study]. In Nihon Jido

- Gakkai (Ed.), *Jidogaku Koyo* (pp. 13-26). Tokyo: Rakuyodo.
- Motora, Y. (1898). Syukuji [Congratulatory Address]. *The Child Study*, 1(1), editorial column.
- Motora, Y. (1900a). Cyui Sayo no Kenkyu (Jyo) [A Study of Attention 1]. *The Child Study*, 3(1), 4-8.
- Motora, Y. (1900b). The Picture of Attention Training Instrument Devised by Motora. *The Child Study*, 3(3), the first page.
- Motora, Y. (1900c). Cyui Sayo no Kenkyu (Ge) [A Study of Attention 2]. *The Child Study*, 3(3), 3-7.
- Motora, Y. (1909). Cyui Rensyu no Jikken ni tukite [On the Experiment of Attention Training]. *The Child Study*, 12(8), 273-286.
- Motora, Y. (1912). Jido Kenkyu [Child Study]. In Nihon Jodo Gakkai (Ed.), *Jidogaku Koyo* (pp. 2-12). Tokyo: Rakuyodo.
- Nihon Jido Gakkai Dai Hachikai Sokai [The Eighth Annual Meeting of the Japanese Paidology Society]. (1913, July). *The Child Study*, 16(11), 413-414.
- Oizumi, H. (1997). Takashima Heizaburo [Takashima, Heizaburo]. *Bunken Sensyu Kyoiku to Hogo no Shinrigaku MeijiTaisyoki Bessatu Kaidai I* (pp. 124-125). Tokyo: Kuresu Shuppan.
- Ota, K. (1997). Shinrigaku to 'psychology' [Sinrigaku/Psychology in Japanese and Psychology]. In T. Sato & H. Mizoguchi (Eds.), *Tushi Nihon no Shinrigaku* (pp. 17-40). Kyoto: Kitaoji Syobo.
- Sato, S. (1985). Yatabe Ryokichi [Yatabe, Ryokichi]. In H. Tomita (Ed.), *Umi wo koeta Nihon Jinmei Jiten* (pp. 593-594). Tokyo: Nichigai Associates, Inc..
- Sato, T. (1997). *Nihon no Shinrigaku: Zenshi* [Japanese Psychology: The Prehistory]. In T. Sato & H. Mizoguchi (Eds.), *Tushi Nihon no Shinrigaku* (pp. 2-16). Kyoto: Kitaoji Syobo.
- Shimabukuro, T. (1990). *Kindai Kyoiku no Sedo* [The Modern Educational System]. In Y. Shibata & H. Kaminuma (Eds.), *Kyoikushi* (pp. 78-81). Tokyo: Gakubunsha.
- Suzuki, T. (1971). Risei [Reason]. In *Syakai Kagaku Dai Jiten* (Vol. 19, 8-9). Tokyo: Rokumei Syuppankai.
- Syowa Jyoshi Daigaku Kindai Bungaku Kenkyushitu (1956). *Kindai Bungaku Kenkyu Sosyo 4* [A series of Modern Literature Study 4]. Tokyo: Syowa Jyoshi Daigaku Koyokai.
- Takahashi, K. (1985). Toyama Masakazu [Toyama, Masakazu]. In H. Tomita (Ed.), *Umi wo koeta Nihon Jinmei Jiten* (pp. 416-417). Tokyo: Nichigai Associates, Inc..

- Takashima, H. (1894a). Syoni Kansatu [Child Observation]. Kyoiku Jiron, 325, 40.
- Takashima, H. (1894b). Syoni Kansatu [Child Observation]. Kyoiku Jiron, 326, 40.
- Takashima, H. (1894c). Syoni Kansatu [Child Observation]. Kyoiku Jiron, 327, 37-39.
- Takashima, H. (1894d). Syoni Kansatu [Child Observation]. Kyoiku Jiron, 329, 39-41.
- Takashima, H. (1894e). Syoni Kansatu [Child Observation]. Kyoiku Jiron, 331, 38.
- Takashima, H. (1894f). Syoni Kansatu [Child Observation]. Kyoiku Jiron, 332, 39-40.
- Takashima, H. (1898). Wagakuni ni okeru Jido Kenkyu no Hattatu [The Development of Child Study in Japan]. The Child Study, 1(2), 5-15.
- Takashima, H. (1900). Kyoikuteki Shinrigaku [Educational Psychology]. Tokyo: Ubunkan.
- Takashima, H. (1902). Nihon Jido Kenkyukai no Sosei ni tukite [On the Foundation of the Japanese Child Research Society]. The Child Study, 5(8), 1-4.
- Takashima, H. (1903). Wagakuni ni okeru Shinrigaku no Hattatu [The Development of Psychology in Japan]. The Child Study, 6(4), 6-18.
- Takashima, H. (1911). Kyoiku ni oyo shitaru Jido Kenkyu [Child Study Applied to Education]. Tokyo: Rakuyodo.
- Takashima, H. (1914a). Jido no Seishin oyobi Shintai [Mind and Body of Child]. Tokyo: Nihon Gakujyutu Fukyukai.
- Takashima, H. (1914b). Shinrigaku jyo yori mitaru Nichiren Syonin [Nichiren, the Saint in the Light of Psychology]. Tokyo: Rakuyodo.
- Takashima, H. (1920). Katei Shinri Kowa [Family Psychology]. Tokyo: Rakuyodo.
- Takashima, H. (1924). Ji Esu Horu Sensei wo tuitoshite (Jyo) [Mourning G. S. Hall 1]. The Child Study, 27(11), 427-430.
- Takashima, H. (1926). Shinrigaku Koyo [General Psychology]. Tokyo: Kobundo.
- Uchida, M. (1940). "Chikuba no Tomo" Takashima Sensei to Wayashi [The Good friendship between Takashima and I since Childhood]. In T. Maruyama (Ed.), Takashima Sensei Kyoiku Hokoku Rokujuu Nen (pp. 167- 168). Tokyo: Takashima Sensei Kyoiku Hokoku Rokujuu Nen Kinenkai.
- Wakabayashi, T. & Shirai, T. (1883). Kaisei Jyutu [Amendment Method]. Tokyo: Fukyusya.
- Wundt, W. (1896). Grundriss der Psychologie [Outlines of Psychology]. Leipzig: W. Engelmann.

Note

In the reference section, the sources originally written in Japanese are showed by Romaji (Roman letters) and the first letter of nouns in Japanese words is described by uppercase letters. Also, the name of book titles, book chapters, and journal articles written in Japanese is translated to English by the author.

This paper became the basis for submitting a proposal to the annual meeting of the American Psychological Association held in August, 1999 at Boston.

国民の知る権利と国会の活動に関する一考察

—委員会の原則非公開制を素材として—

佐 藤 修一郎

はじめに

前の「住専国会」ではないが、今回の国会（第143回国会）はさしずめ「金融国会」とでも形容できそうな様相を呈している。そのような状況の中、1998年9月22日付の新聞紙上に、今国会中にもいわゆる「情報公開法」が制定される可能性が強いとの解説が掲載されたことは注目に値する¹。周知のように、わが国においては国家の保有する情報に対する開示請求権を規定する一般法としての「情報公開法」は、法律そのものの不存在に対する批判や、あるいはその早期制定を求める意見が古くからあがっていたのにもかかわらず、現在に至るまで制定されなかった²。

とはいえ、地方自治体レベルに目を向ければ、1982年の山形県金山町の条例をはじめ、1980年代に入って各地方公共団体で制定された情報公開条例が、いわば国に先行するかたちで、住民の、自治体が保有する情報へのアクセスを具体化する手段として現れ、大きな成果を上げている。これら一連の情報公開条例制定の動きが、一般法としての「情報公開法」制定に対する政府の重い腰を上げさせる一因となったであろうことは、想像に難くない。

また、いわゆる「知る権利」の觀念の発達もまた、（不備な点は多々予想されるものの）政府をして国家の保有する情報の公開へと向かわせたものと思われる。憲法第21条が保障する表現の自由の意義として、いわゆる自己実現の価値のみならず自己統治の価値の観点からも、国政に対する国民の知る権利が十分に充足されなければならないことは明らかであろう。

ところで、現代国家においては、国家機能の増大とともにさまざまな個人情

報から防衛、外交に関するものまで、実に多くの情報が、国家機関に集中するという現象が生じている。しかし、「現代国家の運営が民主的に行われるために、国家のみが収集することが可能で、国民にとって、その生活に重要なかわりを持つ情報を、国民が知ることの論理必然性は、国民主権の理念と、人権保障の原点でもある『人格の尊厳』の理念から導かれる自明の事柄³」である以上、国家の保有する情報は、より広く公開されなければならない。

ともあれ、「情報公開法」の制定が現実のものとなれば、情報に関するいわば車の両輪としての法制度と、知る権利とがようやくそろることになる⁴。

ところが、このような情報公開、そしてより具体的なかたちでの知る権利の実現を目指す大きな潮流の中で、いまなおこれに抗うものとして改めて注目されるべきは、国会の活動の主要な部分を占める委員会⁵の活動が、例外はあるものの原則として非公開とされている点である（国会法第52条1項）。

憲法制定過程において、明治憲法下の本会議中心主義から現行の委員会中心主義⁶への転換が図られたことを契機として、今や国会審議の中心に位置づけられる委員会の活動を、主権者である国民の目から遮断するかのような国会法の規定は、「両議院の会議は、公開とする。」と定めている憲法第57条1項に反するのではないかとの疑義さえ呈されるところである⁷。国民主権の実質化、さらには知る権利の充足の観点からは、もはや形式的なものに堕したとはいえ、最終的な議院の意思決定の場である本会議を公開することはもちろんのこと、重要な国会の意思決定のプロセス自体、すなわち委員会の活動こそ公開されてしかるべきである。ましてや、族議員の台頭などで「公」の意思決定過程に「私」の利益が流入し、委員会制度自体の形骸化までもが指摘される現在にあっては⁸、委員会の公開という要請は強く働きこそすれ、いささかも減じることはないであろう。

以下、本稿は、今回の「情報公開法」制定の動きを契機として、国民の知る権利の意義を改めて確認するとともに、いまだに原則非公開とされている国会における委員会の活動を素材として、これまでの議論を振り返りつつ、若干の考察を加えることを目指すものである。

I 現代国家における国民の知る権利

A—知る権利の生成と発展

そもそも国民の「知る権利 (Right to know)」という言葉は、一般には「新しい人権」の一つとして観念されるものであるが、その淵源は古く、1787年にまでさかのぼることができる。知る権利はアメリカで誕生し、一般化したものといわれるが、その嚆矢となったのは、同年のフィラデルフィアの制憲議会における議論である。問題となったのは、合衆国憲法第1章第5条3項の、「各院はそれぞれ議事録を作成保存し、秘密を要すると認める部分を除き、随時これを公表する。各院の議員の賛否は議題のいかんにかかわらず、出席議員の5分の1の請求があるときは、議事録に記載しなければならない」という規定である。そもそも同項は、議事録を公表することで国民が両院の議員の活動を監視するために設けられた規定であるが⁹、議事録の公表に関する例外を設けるか否かをめぐる対立のなかで、ウィルソンがこれに反対して「国民はその代理人たちが行おうとしていること、または行ったことを知る権利を有する。それゆえ、議事手続を秘密にするか否かを議会の自由な選択に委ねてはならない¹⁰」と述べたことが知られている¹¹。

その後、アメリカにおける知る権利は、1940年代以降、プレスの側から政府の保有する情報へのアクセスを要求するキャンペーンが張られたことを契機として、1966年、情報の自由な流通を確保するための先駆的な法律として有名な「情報の自由に関する法律 (Freedom of Information Act (5 U. S. C. § 552))」へと結実していくのである¹²。

B—知る権利をめぐる諸問題に関する若干の考察

諸外国の憲法典の中には、知る権利を明記するものが増えていることは注目に値する。広く知られているものは、ドイツ基本法 (1949年) の第5条1項であるが、特に20世紀後半に入って制定された憲法典には、1974年スウェーデン統治法典 (第2章第1条2項)、1978年スペイン憲法 (第20条1項d) など、民主主義国家における自明の理として、知る権利を明文化したのが見受

けられる¹³。日本国憲法においては、知る権利を明文で規定した条文は存在しないが、国民主権・民主主義の原理と結合したかたちでの表現の自由、すなわち第21条を根拠としてこれを認める見解が一般的であり、知る権利はいわば表現の自由の一内容として理解されているといつてよい¹⁴。

かかる状況は、およそ次の二つ点に由来するものと考えられる。まず第一に、現代国家の特徴としてしばしば指摘されるマスメディアの発達である。いわゆる情報の送り手と受け手との分離は、とりわけ国民主権（自己統治）の観点からの表現の自由に重大な影響を及ぼしている。単に情報の受け手の地位にのみ固定された国民が主権者としての諸権利を行使するためには、国政に関する情報を正しく入手する手段が保障されていることが不可欠と考えられるのである。とするならば、アメリカにおける知る権利の発展においてプレスが重要な役割を果たしたことに象徴されるように、国民の知る権利を充足するためには、さしあたり報道機関が国家の保有する情報に自由にアクセス（いわゆるアクセス権が、反論権の意味で用いられることも少なくないが、本稿において単に「アクセス」という場合にはより広義の、文字通り情報に接近してこれを受領し、摂取することを意味するものとする）でき、さらには報道機関の表現の自由が保障されることが必要となるであろう。

しかし、ここで改めて留意されなければならないのは、報道機関による情報操作の可能性（畏れ）が、完全には払拭できないという点である。戦前の日本の経験は、その好例（というよりも悪しき前例というべきか？）として、記憶にとどめなければならない。また、わが国においては、報道機関そのものへの情報の集中化および「記者クラブ」の存在によってもたらされる報道機関が果たす行政の「準広報機関」としての機能の弊害もまた、指摘されるところである¹⁵。そこで、報道機関はもとより、国民みずからも直接に、しかも具体的請求権として、国家の保有する情報にアクセスできる権利が保障されなければならないことを、確認しておきたい。

第二に、同じく現代国家の特色として指摘される、いわゆる行政国家化現象があげられる。このことは必然的に国家、とりわけ行政権への情報の集中をもなうが、かかる状況が国家の、さらには官僚制の秘密主義的傾向と結びつく

とき、国民は必要不可欠な情報からも疎外されるという事態が招来されるのである。

ところで、知る権利には、自由な情報活動を公権力によって妨げられないという自由権的側面と、公権力に対して情報の開示を請求するという請求権的側面があることが指摘されている。ただし一般には、憲法上保障された知る権利といえども、必ずしも国民の具体的な請求権、すなわち裁判所において情報公開請求をなし得ることまでも保障したものと考えすることはできない抽象的権利と解されている¹⁶。

この点に関して、わが国の最高裁判所は、いわゆる博多駅テレビフィルム提出命令事件（最大決昭和44年11月26日、刑集23巻11号1490ページ）以来、しばしば「知る権利」の語を用いており、一見して国民の知る権利を承認したかのごとき印象を受けないわけではない。しかし、同事件における裁判所の論理構成は、「報道の自由を基礎づける理屈の要素」¹⁷としてのみ知る権利をとらえていることには注意を要する。今回論議の対象となっている情報公開法案についても、報道を見る限りでは、とりわけ自民党案については国民の知る権利を正面から認めることに強い反発があるようである。その論拠としては、いまだ最高裁判所が具体的権利としての知る権利を認めていないことがあげられているが、最高裁判所の判例によって知る権利の具体的権利性が確定するまでは立法を行わないという態度には、立法府としての職責を放棄しているかのような印象を受けざるを得ない¹⁸。また、最高裁判所のこれまでの態度が、このようなかたちで立法過程にフィードバックされている状況についても、なかんずく知る権利のごとき民主主義国家に不可欠ともいえる重要な権利をめぐる今回のようなケースでは、危惧の念を抱かざるを得ない。

ともあれ、個々の国民が知る権利を根拠に情報の開示を請求するためには、開示の基準、手続等を定めた法律の制定が必要となる。先に見たアメリカの「情報の自由に関する法律」がその典型であるが、わが国においてもいわゆる情報公開法の制定が急がれるゆえんである¹⁹。

C—情報公開をめぐる諸問題に関する若干の考察

民主主義国家において、国政が広く国民に公開されることはいわば最低限の基本的な要請であり、歴史的には、カント、フィヒテといった18世紀の啓蒙主義者たちの影響を受け、19世紀に至って近代国家における裁判の公開および議会の公開の原則が確立されることとなったのである²⁰。近代憲法の系譜に属する日本国憲法もまた、第37条および第82条が裁判の公開を、また第57条が議会の公開を定めるものである。とはいえ、このような古典的な形態の公開は国民に対して単なる受動的な地位をもたらすものにすぎなかった。現代国家においては、国政に関する様々な情報があるいは国家に、あるいは報道機関に集中していることから、国民にはより積極的な情報公開を求める権利を保障する必要がある²¹。すなわち、現代国家においては国民の知る権利に対応したかたちでの情報公開が望まれるのである。

さて、公開の原則について、とりわけ知る権利との関係で問題とすべきは、およそ以下の点であろう。

第一に、知る権利の担い手である。知る権利の主体には、「国民」がまず觀念されうが、現代のように、国民が単なる情報の受け手の地位にのみ固定されている状況の下では、国民の知る権利に奉仕するものとしての「報道機関」もまた、知る権利の主体としての地位を獲得することが考えられなければならない。さらに、その主体が「国民」である場合、情報公開の義務を負うのは、まず第一義的には「国家」であり、知る権利は、情報公開法によって具体化される。知る権利と情報公開について通常語られ、また本稿において主に取り扱うのもこの類型に属するものである。さらに、「国民」の知る権利に基づく情報公開請求は、しばしば第四の権力とまで形容される「報道機関」に向けられる場合がある。この類型のもとでは、「国民の知る権利」と、「報道機関の表現の自由（沈黙の自由）」とが対抗関係に立つことが予想される。他方、その担い手が「報道機関」である場合も同様に重要である。その際、知る権利は「報道機関」から「国家」へと主張される。この類型のもとでは、報道機関に対して、報道の自由と、さらには報道の自由のための取材の自由が保障されることが前提となるが、わが国においては、前述の博多駅テレビフィルム提出命令事

件以来、最高裁判所はいまだ取材の自由までは積極的に認めるに至っていない。この報道機関の知る権利もまた、情報公開法によって具体化されうる。

いずれの場合も究極的には「国民」のための権利の主張ということになろうが、理論的にその区別は重要である。本稿においては、特に断りのない限り「国民」を主体とし、「国家」を相手方とした知る権利を念頭に置きながら論を進めることとしたい。

第二に、そもそも公開されるべき（あるいはされざるべき）情報とは、いかなるものかが検討されねばならない。この点については、国民主権の観点からのアプローチと、個人の尊厳あるいは人格の尊厳の観点からのアプローチの両者が必要となる。前者については、知る権利が国民主権をより実質化するための権利であることに鑑み、ごく一般的にいうならば国政全般に関する情報が、その射程に入ることになる。

ここで情報を保有する主体とその公開について一言すると、既に見たように近代国家成立の経緯を「公開」という座標軸からとらえるならば、公に開かれるべきは裁判所および議会の活動であったことがまず想起される。この点日本国憲法は、裁判については第37条および第82条が、国会については第57条が公開の原則を定めている。両者に共通するものは、傍聴というかたちでの「直接的な公開」と、記録の公開というかたちでの「間接的な公開」である。そして現代においては、これらの基本的な公開の手段に加え、報道機関に対して公開された情報が、国民へと到達するルートが重要なものとして認識されるのである²²。他方、行政府に関しては、その保有する情報の公開が定着しにくかったのが実状である。その理由としては、「第一は、行政に対する議会のコントロールを信頼していたこと、第二に、情報が自由に流通するであろうことを信頼していたこと」が指摘されるが²³、周知のごとく現代国家においては行政府への情報の集中によってもたらされるであろう弊害が大きいことから、情報の公開は主として行政府に向けられたものとして議論されることとなる。ここにおいても、上述の三つの手段は妥当するものと思われる。

ところで、かような情報保有主体の別にかかわらず、情報公開に関してもっとも問題となるのは、公開の例外、いわゆる適用除外となる事項をいかに定め

るかである。基本的には、公開すべき情報を限定的に列挙するのではなく、国家の保有するあらゆる情報を公開の対象とし、非公開とすることができる情報こそを限定的に列挙することが望ましい。その範囲は必要最小限にとどめるべきであり、当該情報を非公開とすることの妥当性を立証する責任は、国家に帰属すべきものと考えられる。この点に関して従来論じられてきたのは、主として防衛や外交に関するいわゆる軍事秘密や国家秘密、プライバシー保護の観点からの個人情報、企業秘密、あるいは地方自治体の情報公開条例との関連では機関委任事務に関する情報である。このうち、軍事秘密や国家秘密に関しては、特に公務員の守秘義務との関係が裁判においても問題とされてきたが、公務員の守秘義務の存在理由を「公務の民主的かつ能率的な運営を国民に保障するために一定の事項の漏洩を防止する点²⁴」に求める限り、その範囲は必要最小限にとどめることが、知る権利に対応した情報公開の理念にかなうものであり、ひいては国民主権の観念にもかなうものといえる²⁵。

また、個人の尊厳あるいは人格の尊厳の観点からのアプローチとして、上にも述べた個人情報の保護の問題がある。ここで重要なのは、情報公開は個人の尊厳確保の要請と、常に表裏一体の関係にあるという点である。個人情報については、情報公開の義務を負った国家機関が保有するものといえども、安易にこれを公開すべきではない。その根拠としてあげられるのが、憲法第13条に基づき、幸福追求権の一環として把握される「プライバシーの権利」である。従来、「一人で放っておいてもらう権利」として観念されてきたプライバシー権が、情報化社会の進展とともにその内容を深化させ、現在では「自己に関する情報をコントロールする権利」（情報プライバシー権）²⁶としてもとらえられることに鑑みれば、きわめて妥当な結論である。他方、この情報プライバシー権の考え方からは、一般的には公開を禁じられる情報であっても、当該個人がみずからに関する情報を公開するよう請求する際には、当該国家機関は可能な限りこの請求に応じる義務を負うことが帰結される。この点において、いわゆる個人情報保護法（「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」）がいまだ十分なものではない点には、注意を要する。さらには、国家機関内部における「個人情報のたらい回し」に連なる危険をはらむ、

いわゆる「国民総背番号制」のような制度には、十分な警戒が必要となろう。

II 委員会の原則非公開制について

A—会議公開の原則

会議公開の原則は、議会における議事手続の原則の一つとして、1791年フランス憲法（第3章第2節第1条）以来の近代諸国家において広く認められているものである。元来この原則は、議会の活動を公開することによってこれを正当化し、さらにはその活動を国民のコントロールの下におくことを主眼として確立したものと見えるが²⁷、現代においては、公開によって国民にもたらされる教育効果とともに、主権者たる国民が、直接的（傍聴）にも間接的（会議録の入手）にも国政に「参加」する契機ないしは前提条件として認識される²⁸。

この点につき、わが国においては、まず明治憲法第48条が「両議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコヲ得」と定めて、帝国議会の活動が基本的には公開されるべきことを謳った。ここにいう公開について、そこには傍聴の自由と会議録の公開が含まれていた点、秘密会の開催が予定されていた点、そしてまた本稿との関係でいえば、公開の対象は本会議であって、委員会は原則として非公開とされていたことが注目されてよい²⁹。

日本国憲法においても、第57条1項本文が「両議院の会議は、公開とする」として会議公開の原則を規定している。ここで注意しなければならないことは、公開されるべきはあくまで本会議であり、後に検討するように、委員会の場合には原則として非公開であるという点である（国会法第52条）。

ところで、会議の公開の要素には、やはり、直接的な手段としての傍聴、間接的な手段としての会議録の公表、さらには第三の手段として報道の自由が觀念される。

傍聴に関しては、国会法第118条が「規律および警察」として傍聴人による議事の妨害について定めるのみであり、詳細は各院の規則に委ねられている。

そもそも傍聴は、「その院の議員以外の者が、会議を直接に見聞すること一般³⁰」をいう。しかし、会議の公開という原則からは最も重視されるべき公開手段の一つであろうが、物理的な制約から自由ではないという点、および議院における議員の自由な活動を保障する必要という点に鑑み、傍聴には一定の限界がともなうこともまた事実である³¹。ただし、公開が文字通り「公に開かれる」こと、つまりは国民の知る権利に対応して広く情報を提供し、その国政への参加をうながすものであることを重視するならば、ここでは報道の自由がますます重要な意味を帯びてくることが指摘されてよい。

会議録の公表について憲法第57条2項は、「両議院は各々その記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に配布しなければならない」とし、さらに同条3項は「出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない」としている。会議録は、憲法、国会法、議院規則においては本会議の内容および所定の事項を記載したものであり、官報に号外というかたちで掲載され、各議員に配布されるとともに、一般にも頒布される。ただし、配布もしくは頒布される会議録からは、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものや、議長が取消を命じた発言は削除されている³²。ここで削除される情報は、必要最小限にとどまる必要があることはいうまでもない。

また、会議公開の原則の例外として、憲法第57条1項但書は「出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる」としている。また本条を受けて、国会法第62条は「各議院の会議は、議長または議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があったときは、公開を停めることができる」と規定する。秘密会開催のための要件がこのように厳格に規定されているのは、会議公開の原則をより強く保障する趣旨に出たものといえる。さて、現行法上、秘密会の開催については手続上の要件が定められるにとどまり、会議を秘密とするか否かはあくまでも議院の自律に委ねられている点は、明治憲法の規定（第48条但書）との比較においても重要であるが、秘密会においては、傍聴、報道の自由が認められないことから、その実質的要件をいかに構成するかが問題となる。一般には、公開が国家の不利益と認めら

れる外交や防衛といった問題が考えられるが、先例として存在する、「議員の人権に関する場合³³⁾」がこれに当てはまるか否かは疑問である。この点、議員のプライバシー保護という要請が働くことは否定できないが、他面においては、公人としての地位ゆえにその要請が後退することもあり得ること、議院の自律権に属することがらにも自ずから限界はあることなども勘案されねばならない。現行憲法のもとで本会議が秘密会とされた例はまだないながらも、秘密会の開催を議院の全くの自律に委ねるのではなく、公務員の守秘義務に関して論じられる「秘密」の概念にも留意しながらより具体的な基準を設定し、国民の知る権利に資する方策を探ることが必要ではなかろうか。

B—委員会の原則非公開について

現行の制度のもとで、委員会の活動が原則として非公開とされている点について論じる際には、明治憲法下の委員会制度と現在の委員会制度の相違を確認することが不可欠である。

周知のように、明治憲法下での帝国議会の活動は、読会制度を柱とした本会議中心主義を採用していた。そして委員会（全院委員会、常任委員会、特別委員会）はあくまでも本会議の準備段階として理解され、議院の全議員を委員とし、本会議場で開催される全院委員会を除いては非公開とされていた。これに対して日本国憲法下での国会の活動には、憲法改正とそれにとまなう国会法の改正（旧議院法から国会法へ）の過程で、GHQを通じたアメリカの強い影響力のもと、委員会中心主義が採用され、国会審議の中樞をしめるに至った。同時に本会議は、議院の最終的な意思決定の場であることはもちろんであるが、どちらかといえば形式的な審議の場となったのである。

さて、このようにして成立した国会法は当初、委員会の公開について次のように定めた。「委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる」（第52条）。じつに、国会法制定時には、委員会は原則公開とされていたのであるが、同条は、1955年の第五次国会法改正により、「運営の実際にかんがみて」現行の条文に改められた³⁴⁾。

ところで、これまでもたびたび触れたように、憲法第57条に定める会議

公開の原則は、本会議は適用されるものの、委員会の活動に対しては、原則として適用されない。すなわち、国会法は第52条1項が「委員会は、議員の外傍聴をを許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得た者については、この限りではない」と、さらに同2項が「委員会は、その決議により秘密会とすることができる」と規定していることから、委員会の原則非公開制が帰結されるのである。

ところで、委員会の非公開に関する学説に目を向ければ、およそ以下のような理由から、憲法第57条にいう「両議院の会議」とは本会議のみを意味するもので、委員会はこれに含まれないとする見解が一般に支持されている³⁵。すなわち、議院の最終的な意思決定権が本会議に留保されていること、会議公開の原則は歴史的に本会議を中心に発達してきたこと、公開による討論の形式化、宣伝的な発言の横行といった弊害が生じること、である。ただし、かかる見解によっても、国会の審議の中心が委員会に移っていることをも考えるならば、憲法第57条の「両議院の会議」を委員会の会議をも含むとして拡張することも直ちに違憲とは解すべきではなく、むしろ同条の趣旨を徹底するものとして望ましいとされる³⁶。もっとも、さらに一步進んで、国会法第52条1項の委員会の原則非公開制について違憲の疑いを呈する立場から、上記の三つの理由付けを批判する論者は、第一の点については、公開の本会議で最終的判断がなされるだけでなく、実質的な審議過程である委員会の公開が保障されなければ、憲法第57条の趣旨が失われること、第二の点については、歴史的発展を根拠とするならば、現代の委員会中心主義という歴史的発展もまた考慮すべきであること、第三の点については、公開の弊害が真に存在するか否かの根拠が希薄であることをあげ、より強く委員会の公開を主張する³⁷。このうち、とりわけ第一の主張は、国民の知る権利を重視する立場からは重要な指摘であるといえる。

もっとも、1955年の法改正にともなって委員会が原則非公開とされたことについて、理論的にはともかく、制度の運用の上では特に弊害があるわけではないとの指摘があることもまた、事実である³⁸。すなわち、現在の規定は、単に委員長が傍聴人を整理しやすいよう、改正以前は許可の面から公開について

規定していたものを禁止の面からこれを定め直したに過ぎない、とするのである。しかし、委員会の公開は単に傍聴にのみ関わるものではなく、国民が間接的に委員会の活動に接近する手段である記録の原則非公開（本会議の会議録に準じたものが各委員会において作成され、議員に配布されるが、原則的に一般への頒布はされていない）をも意味するものである点には、国民の知る権利の保障という観点からは、注意が必要である³⁹。また、報道機関の報道の自由についても、国会法第52条1項の規定に関わらず、報道関係者は議院が交付する記者記章によって活動することができるのが実際の取り扱いとなっていることも⁴⁰、かかる主張を支える論拠となろう。しかし、制度の運用に全幅の信頼を寄せることは、ともすれば原則非公開制を安易に正当化する危険性をもはらんでいることに鑑みれば、委員会を原則として非公開とすることに安易に首肯することはできない。こういった点を勘案するならば、国会法第52条1項における委員会の原則非公開制には、ただちに憲法第57条1項に反するものとははいえないまでも、その趣旨を損なうものとして認識されねばならない。

また、委員会の秘密会開催は、制度として非公開が原則とされていることから、本会議の場合に比して比較的緩やかな要件のもとに決定されるが（国会法第52条2項および50条）、これはあくまで手続的な面についてのみの規定であり、実質的な要件に関しては、上述の本会議の秘密会に関する議論が可能な限り考慮されることが望まれる。

むすびにかえて

以上、国民の知る権利と、委員会の非公開制の問題について概観してきた。本稿の執筆にあたっては、これまでの研究に負うところが非常に大きいが、およそその問題点の整理および確認はできたのではなかろうか。

ここでは、これまでの議論をふまえた上で、検討されるべきいくつかの問題点を指摘してむすびにかえたい。

第一に、国民の知る権利という点については、本文でも述べたように、いま

だに抽象的な権利として認識されている。しかしながらこの点は、決して現状肯定的にとらえられるべきではないことはいうまでもない。国民の知る権利は、単に情報の収集による自己実現とどまらず、それによって可能となる国政への「参加」、つまりは自己統治へと連なるものだからである⁴¹。それゆえ、知る権利に奉仕する情報公開が、たとえば「情報公開法」といったかたちで実現されなければならないのである。

ところで、冒頭で触れたように、ここにいたって情報公開法制定への動きが（遅きに失したかの観はあるが）にわかに活発化してきたのは事実である。しかし、そもそも国政は主権者である国民に対して広く「開かれた」もの、すなわち「公開」されたものでなくてはならないことは、改めて確認されてよい。そしてここでいう「公開」とは、現代においては単なる自由主義的信条の表現にとどまらず、国民の知る権利に奉仕し、ひいては主権者である国民がみずから政治に「参加」することを可能ならしめるための、いわば最低限の条件であり、「知る権利」、「情報公開」そして「参加」の三者は、不可分の関係にあることは特に強調されてしかなるべきであろう。

第二に、上に挙げた三者の態様は、とどまるところを知らないマスメディアの発達や通信技術の発展、さらには情報伝達手段の多様化とともに、何らかの変容を余儀なくされていることに注意が必要である。今回本稿で取り上げた国会の活動についても、傍聴や記録の公開といった本来的な公開の手段は、報道の自由（メディアへの公開）に取って代わられたかの観がある。さらには、ケーブルテレビや衛星放送の発達および普及、インターネット上での情報公開などを視野に入れば、その印象はますます強まるばかりである。しかし、このような状況をいわば隠れ蓑にして、公開の原則がないがしろにされるような制度の構築および運用が許されるわけではない。現時点においては、報道の自由の役割を正しく認識し、これを最大限保障することはもちろんのこと、傍聴や記録の公開といった本来的な公開の手段が、いささかもその意義を失うものではないことに十分配慮すべきである。国家の運営は、国民主権の理念、ひいては個人の尊厳の確保に資するべくデザインされねばならない。

委員会活動の原則非公開制についていえば、たとえば現在でも「事実上は公

開されているのと同じ状態」であるとの評価も可能ではある⁴²。しかし、制度の運用とともにそれを支える基本原理もまた、考慮されねばならないはずである。端的に述べるならば、「原則非公開制」から「原則公開制」への転換である。現在でも行われているケーブルテレビでの中継や議員の紹介を受けた者への傍聴の許可、あるいは記者記事の交付などにつきまとう「恩恵」付与的な印象は、さもなくば払拭され得ない⁴³。

第三に、委員会制度一般については検討されるべき課題が多く残されていると思われるが、そのうち特に本稿とかかわりの深そうな事柄を拾い上げてみたい。ただし、筆者の能力はもとより、紙幅の関係もあるので、今回は問題点を指摘するにとどめ、詳しい検討には他日を期したい。現在では、本会議はもとより審議機関としての委員会そのものの形骸化すら指摘されるところであるが、その要因としてまず、いわゆる「族議員」の問題があげられる。「私的利益を公的形式（立法過程）に盛り込む」「現代政治における錬金術師」である「族議員」の存在は、「議會制民主主義を腐蝕させるさせる機能を有している⁴⁴。」また、委員会の審議機能の低下との関連では、各議院に設置されている議院運営委員会（国会法第41上2項および3項）と、これに対応するかたちで各政党に設けられる「国会対策委員会」の活動が注意されなくてはならない。というのも、前者がいわばフォーマルな機関として国会運営の実質を掌握することが建て前であるが、インフォーマルな機関に過ぎない後者が前者に優位しているという現実があるからである⁴⁵。また、いわゆる政党国家化現象の弊害ともいべき「行き過ぎた政党政治」が、委員相互の自由な討議を阻害する要因としてあげられる⁴⁶。いずれの問題も、公私の別なく展開される密室政治として批判されてしかるべき事柄であるが、その根底には長期にわたって政権の座にあり続けた自由民主党の一党優位体制の弊害、さらにはその残滓が考えられよう。ともあれ、水面下で繰り広げられる政治の実態の一端でも、国民に公開されることがさしあたっての課題といえる。

最後に、本稿を締めくくるに際して、次の点を指摘しておきたい。端的にいうと、わが国においてはおよそ「議会の情報公開」という観念そのものが定着していないのではなかろうか。たしかに、憲法は第57条において会議の公開

の原則を定めるものである。しかし、同様に憲法上の根拠を有し、また同じような経緯で生成、発展してきた「裁判の公開」に比して、あるいは、かつては国民の目から最も隔絶され、公開から最も遠い位地に存在していた行政府に対して情報公開を求める声が高まりを見せていることと比べて、議会に対する情報公開という考え方は一步後退しているかのような印象を受けざるを得ない。

その根底にあるのは、果たして、議会に対して寄せられる全幅の信頼なのだろうか、あるいは国民主権の理念に対する理解不足もしくは国民主権の理念そのものの定着不足なのであろうか。筆者の目には、後者が強く映るが、それは余りにもうがった見方なのであろうか。

ともあれ、今国会において「情報公開法」が無事に成立することを願い、また、その分析を今後の課題としながら、この小論を閉じることとしたい。

注

- 1 『朝日新聞』1998年9月22日（浅井隆夫氏）による。もっとも、今回審議の俎上に上っている情報公開法案においては、与党（自民党）側に、国民の「知る権利」という文言を用いまいまに法制化しようとする動きがあること、情報の開示に際して手数料が必要とされること、あるいは訴訟管轄などについて、いくつかの不備な点があることには注意が必要である。判例において、「具体的請求権」としての知る権利がいまだに認められていないことが大きな理由のようである。
- 2 1996年4月に内閣総理大臣の諮問機関から発表された「情報公開法要綱案（中間報告）」は、情報公開法の制定をより具体化するものとして重要である。なお、この要綱案以降の情報公開をめぐる分析として、たとえば、右崎正博「情報公開—情報公開法案の批判的検討—」『公法研究』第60号、49ページ以下、がある。
- 3 清水睦「国政調査権と情報公開法」『日本国憲法の情景（増補版）』中央大学出版部、1987年、139ページ。
- 4 supra, note 1.
- 5 本稿は、委員会制度一般について論じることを目的とするものではない。この点については、さしあたり、清水睦「委員会制度と「族」議員」『ジュリスト』第955号、88～89ページ、同『現代議会制の憲法構造』勁草書房、1979年、148～150ページ、円藤真一「議院の委員会制度」『日本国憲法体系（第三卷）』63ページ以下、松澤浩一「国会の立法活動としての委員会審査」芦部信喜他編『日本国憲法の理論』有斐閣、1986年、445ページ以下等参照。

- 6 「委員会中心主義」の意味については、さしあたり、吉田善明「『議運』と『国対』」『ジュリスト』第955号、93ページを参照。
- 7 山本悦夫「日本国憲法57条の会議公開の原則—委員会の公開との関連で—」『法学新報』第97巻第9・10号、149ページ。
- 8 清水睦、前掲論文「委員会制度と……」92ページ。なお、「族議員」の定義は様々であるが、たとえば、猪口孝＝岩井奉信「『族議員』の研究」日本経済新聞社、1987年、20ページでは「特定の政策分野について、自民党政務調査会を主要な舞台として、フォーマル、インフォーマルにかかわらず、強力な影響力を持つ……自民党議員たち」と表現されている。いわゆる「族議員」たちの実態をよく考慮に入れたものとして傾聴に値する。
- 9 塚本重頼＝長内了『註解アメリカ憲法（全訂新版）』酒井書店、1983年、40ページ。
- 10 C. warren, The Making of the Constitution, 431（1947）。
- 11 芦部信喜「民主国家における知る権利と国家機密」『現代人権論—違憲判断の基準—』有斐閣、1974年、396～397ページ、山本、前掲論文、126～127ページ。
- 12 浜田純一「『知る』ことと情報に対する権利」『法律時報』第66巻第6号、122ページ。また、アメリカにおける知る権利については、さしあたり T.I. エマスン（木下毅訳）『現代アメリカ憲法』東京大学出版会、1978年、159ページ以下、松井茂記『アメリカ憲法入門』有斐閣、1989年、190ページ以下等参照。
- 13 ドイツ基本法第5条1項前段は、「各人は、原語、文書、図画によって自己の意見を自由に表明し流布する権利、および一般に近づくことのできる情報源から妨げられることなく知る権利を有する」と謳うものである（樋口陽一＝吉田善明編『解説世界憲法集（第三版）』三省堂、1997年）。また、1974年スウェーデン統治法典第2章第1条1項は、「すべての市民は、共同体に対して、次の権利を保障される」と述べた後、第2号で、「情報の自由……情報を入手し、受領し、その他他人の陳述を知る自由」を規定する。1978年スペイン憲法は、第20条1項が「左に掲げる権利は、これを承認し、かつ保護する」と述べた後、d において「あらゆる広報手段を用いて、真実の情報を自由に伝達し、または受け取る権利」を定めている。阿部照哉＝畑博行編『世界の憲法集』有信堂、1991年。
- 14 その他、知る権利の憲法上の根拠については、さしあたり、石村善治「知る権利と情報公開」『公法研究』第43号、111～113ページ、阪本昌成「『知る権利』の意味とその実現」『ジュリスト』第884号、208～209ページを参照。
- 15 石村善治、前掲論文、103ページ。
- 16 芦部信喜『憲法（新版）』岩波書店、1997年、161ページ、佐藤幸治『憲法（第三版）』、青林書院、1985年、516ページ、野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ（新版）』有斐閣、1997年、318ページなど。

- 17 浜田純一，前掲論文，同ページ。
- 18 supra, note 1.
- 19 アメリカをはじめとした諸外国の情報公開に関する法律に関しては，さしあたり清水英夫編『情報公開と知る権利』三省堂，1980年，270ページ以下，トム・リライ，ハロルド C. レリア編（平松毅ほか訳）『実践情報公開法—諸外国の実践からの提言』三省堂，1985年，7ページ以下等を参照。
- 20 石村修「公開原則—裁判と議院・委員会の会議—」『法学教室』第109号，54～56ページ，松元忠士「議院の会議公開の原則—委員会の公開制問題について—」『法律時報』第55巻第3号，116～117ページ。
- 21 報道機関に対する情報公開の請求は，狭義のアクセス権として論じられるところであるが，本稿はこの点に言及するものではない。また，裁判の公開に関しても，本稿の所期の目的とは必ずしも合致しないことから，詳細な検討には他日を期したい。
- 22 石村修，前掲論文，55～56ページ。
- 23 石村善治，前掲論文，106ページ。
- 24 清水睦「公務員の守秘義務と国民の知る権利」『日本国憲法の情景（増補版）』中央大学出版部，1987年，129ページ。
- 25 公務員の守秘義務にかかる「秘密」につき，清水，前掲論文「公務員の……」129ページ以下，また，知る権利と国家秘密につき，芦部，前掲論文，410ページ以下参照。なお，軍事秘密については，日本国憲法の予定する平和主義との関連で，その存在はそもそも違憲であって，違憲の秘密は「秘密」として保護されるべきものではないとする見解があるが，非常に示唆的である。石村善治，前掲論文，115ページ。
- 26 芦部信喜，前掲書，117～118ページ，佐藤幸治，前掲書，453～456ページ。
- 27 この点につき，ベントムは，イギリスにおける会議公開の原則の不存在を指摘しながら，「議事の公開が，議会活動の基礎であり，議会が人民の信頼を確保するもっとも適切な方法であるとのべ，その理由として，この議事の公開が，議員の職務遂行を強制し，議会と選挙民との交流を保障する制度である」としている。清水睦「議院の意思決定手続」『日本国憲法の位相』日本評論社，1967年，107ページ。
- 28 石村修，前掲論文，54ページ，松元忠士，前掲論文，118～119ページ等。
- 29 以上の点につき，詳細は，山本悦夫，前掲論文，128ページ～131ページを参照。なお，秘密会については，会議の公開が原則とはされるものの絶対的なものではなく，むしろほとんどの憲法において予定されるものであって，あながち批判されるべきものではない。但し，秘密会の開催はあくまでも「原則に対する例外」としてとらえられるべきものであり，議院の全くの裁量に委ねるべきものではないことはいうまでもない。

- 30 樋口陽一＝佐藤幸治＝中村睦男＝浦部法穂『注釈日本国憲法・下巻』青林書院、1988年、955ページ。なお、「その院の議員以外の者」とは、衆議院においては「貴賓席、外交官席、参議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席」（衆議院規則第221条）、参議院においては「皇族席、貴賓席、外交官席、参議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席」（参議院規則第220条）に座る者を指すが、山本悦夫、前掲論文は、公衆席に議員の紹介を必要とする紹介席を設けること、衆議院において明文の根拠なく「天皇御座所」が設けられていること、参議院に皇族席が設けられていること等につき、疑問を呈する（140ページ）。
- 31 山本悦夫、前掲論文は傍聴にともなう制約につき、物理的な理由に基づく制約と議員の活動の自由を保障するために加えられる制約のそれぞれにつき、重要な指摘をするものである。同、139～140ページ参照。
- 32 浅野一郎（編著）『国会事典（第三版）』有斐閣、1997年、127～128ページ。
- 33 浅野一郎、前掲書、125～126ページ。なお、「秘密会は、政策、外交または議員の身上その他重要事項等に関して秘密を要する場合に開く」、「衆議院委員会先例集（昭和53年）」、220。
- 34 国会法改正の経緯につき、清水睦『現代議会制の……』、65ページ以下参照。
- 35 佐藤功『ポケット注釈全書 憲法（新版）（下）』有斐閣、1984年、737ページ等。
- 36 佐藤功、前掲書、同ページ。
- 37 山本悦夫、前掲論文、143ページ。
- 38 佐藤功、前掲書、737ページ。また、実際には一般の者も議員の紹介を要すれば傍聴が可能となるが（浅野一郎、前掲書、126ページ）、これは傍聴の機会均等を侵すことにも連なりかねず、疑義が残る。
- 39 佐藤功、前掲書、737ページにも、「本条の規定（憲法第57条の会議公開の原則一筆者）が委員会に及ばないということは、主としてその会議録の非公開の点に存する」との指摘がある。
- 40 浅野一郎、前掲書、126ページ。
- 41 一度の経験を一般化することは危険とさえ思われるが、あえて付言するならば、1998年7月の参議院選挙において自由民主党が大敗を喫したことは、従来政治の無関心を指摘されていた国民が、みずからの主権の行使の如何で、政治に変革をもたらすことが可能であるとの認識を持ち、国政に「参加」する契機となったのではなかろうか。とするならば、情報の「公開」はさらに大きな意味を持つはずである。
- 42 浅野一郎、前掲書、125ページ。
- 43 この点との関連では、1988年の議院証言法の改正（第5条の3）が問題となるが、紙幅の関係もあり、今回は割愛せざるを得ない。なお、議会のテレビ中継に関しては、清水睦「議会の恒常的テレビ放送をめぐる若干の問題」『現代統治の憲法手法』

三省堂，1997年，21ページ以下を参照。

44 清水睦，前掲論文「委員会制度と……」，92ページ。

45 この点，とりわけ国会対策委員会の活動の問題点の指摘として，吉田善明，前掲論文，95ページを参照。

46 松澤浩一，前掲論文，473ページ。

〔補遺〕本稿脱稿後，第143回国会は情報公開法案を継続審議として閉会した。与野党間の思惑の違いはもとより，「緊急を要する課題ではない」ことを理由としている点は，本文で述べた情報公開の意義に照らして，問題である。

カントの〈始元〉論

—『純粹理性批判』における「生起しない」原因性について

芦田宏直

ミヘーゲルだけがこの影を飛び越えることに成功したように見える。しかしそれは、彼が影、すなわち人間の有限性を無視し、太陽そのものへ跳躍するというやり方によつてのみそう見えるに過ぎない。ヘーゲルは影を省きはしたが、だからといって影を飛び越えたのではない。(ハイデガー)

「1」ふたつの自由

カント研究者でもあるショーペンハウアーは、自由についての議論を始めるにあたって、次のような皮肉な仕方できつかりをつけている。

私は欲することができる。そして私が、ある行動を欲するなら、私の身体についた動く手足が、ただちにこれを実行するであろう。私が欲しさえすれば、すぐに間違いない。〔意志の自由について〕 芦津文夫訳・七〇頁

たとえば、私が右手を左へ動かしたとしよう。私は私の右手を左へ動かすことについて、たとえば、自由である。右手を動かそうとして、事実、動かすことについて、私はたしかに自由なのだから。しかしそもそも、自由とは何か？ なぜ私は、その時（たとえば左手ではなくて）右手を、また（たとえば右へではなくて）左へ意志したのだろうか。

意志どおりに行爲したという点で、仮に私が自由であるにしても、その意志が別の意志でなかったということについて、私は自分の（意志）行爲を自由になしたというわけにはいかないだろう。したがって、意志どおりになしうるという意味での行爲の自由（die Freiheit des Thuns）が問題であるよりも、メタフィジカルに問題なのは、ショーペンハウアーが言うように「意欲の自由（die Freiheit des Willens）」なのである。

自由への問いは意志をその以後の部分から（a parte post）ではなくて、その以前の部分から（a parte ante）取り上げなければならない。

意志はたしかに意志にしたがって結果するが、しかしそのような始まりとしての意志そのものの「以前」、始まりの始まりが問題なのである。

いったい、右手を左へ動かすという行爲は、どこから（Woher）始まっているのだろうか。

意志しなければ右手が左へ動かなかっただろうという意味では、たしかにそれは意志から始まると言えるが、この

始まりとしての意志を私たちはふたたび、「どこから」と問うことはできるのである。この時、私たちは任意に様々な、意志そのもののわけをとり出すことができるかもしれない。たとえば左手は物を持っていて動かしようがなかったとか、右方には障害物があつて動かせなかったとか、それとは別に左方を取るべきものがあつたからというふうに。しかしこのような答え方は、解答のなされるたびになおさらに「どこから」と問うことのできる類いのものである。このような答えを出し続けても出てくる答えは消耗するばかりだ。にもかかわらず、そのつどの答えに対して私たちは「どこから」と問うことをする。始まりへの問いは、その問いの形式そのものが答えを拒んでいるのである。

純粹理性の二律背反 (Antinomie) ということでカントが直面したのは、この問題だった。

〔2〕自由に基づく原因性

〈理性〉が「〈理念〉へと高められようとする」(B517)¹ “悟性概念”は「経験的な遡源」が止まる限りは、なおその止まったばかりの始まりについて、「どこから」と問うことをする。しかし「どこから」と問うかぎりには、この問いはそのことによって最終的な答えを留保し続ける。

このような形で問われる時、空ののび広がりとしての〈世界〉² 理念は、“悟性概念”にとって「広きにすぎる」³ gross」か「狭きにすぎる zu klein」(B514) のである。

しかし「広きにすぎる」にせよ、「狭きにすぎる」にせよ、私が右手を左へ動かすことについて、事実、自由だと

思う（思える）のはなぜだろうか。カントは弁証論の全体を通じて、この事実から目を離さない。

いったい誰が右手を動かしたのだろうか。「私が……」と答えたとして、この場合の「私」というものが、なぜ「私」であって「あなた」ではなかったのか、というあの問いをふたたび受けねばならないのだろうか。「私」という答えは「悟性概念」にとって「狭きにすぎる」ものであって、ふたたびその答えは「経験的な遡源」へと落ちこみ、「広きにすぎる」世界の広がりの前にたじろぐしかないのだろうか。

たとえばその時、なぜ右手であって左手でなかったのかという問いに対して、私はいろいろな「理由」を見つけて答えることができる。たしかにこの種の問いと答えは任意に反復しつつ《世界》を押し広げる。右手の始まりはそれを意志したことも含めて、《始まり》としては相対的なものにすぎない。

しかしなぜ「私」であって「あなた」ではなかったかという問いについて、「私」は「あなた」との何らかの世界性のび広がりを経験するのだろうか。この問いについては、端的な答えがあつていいのではないだろうか。「私」が（右手を左へ動かすことを）意志したのであって、「あなた」が意志したのではない、と。遡源の系列がどのようのび広がろうと「私」をさらに遡源することは、不可能であるように思える。遡源しているのはその「私」なのだから。この意味では、「私」はそのつど自由に始まっているのではないだろうか。しかし問題はそう単純ではない。

私が始めることなしには、右手を左へ動かすことができなかったという事実には、「始まる」ということについてふたつのことが含まれている。ひとつは、右手から（動き）始まるということ。ひとつは、「私」が右手から始めることを意志したということ。右手から始まるのが、「私」から始まっているのである。私は右手から始めることにおいて、「私」を始めている。前者の始まりの性格をカントは、「自然に従う（nach der Natur）原因性」と言い、後者

を「自由に基づく (aus Freiheit) 原因性」(B560)と呼んでいる。このことはよく知られている。

しかしカントがわざわざこのように区別してまで問題にしたかったのは、右手から始まることとそれが「私」から始まることとは、「時間」的な前後関係で少なくとも直接的には「表象」されてはならないということである。

「右手」と「私」とではどちらが先か、という問いを立ててしまえば、ふたたび私たちは経験的な遡源に落ち込むだろう。私は「私」というものを「右手」から始めるようにして始めることができるだろうか。始まる右手を「知覚」するようにして、始まる私を「知覚」できるのだろうか。私は「私」をなるほど経験的な遡源の「対象」とすることはできる。というのも、「私」であって「あなた」が意志したのではなかったと言うことができるからだ。この点では、私はその理由を示すこと（「私」を遡源すること）ができるが、これでは「私」は、「右手」と同じように「物と充分に区別されない」(A359) ままである。けれども、にもかかわらずこのような「私」がすでにそのつどそのように、その「私」を考えている（遡源している）私の「結果」であることを、私たちは、「理解 Verstehen」してはいないまでも「掴んで Begreifen」(B367) はいる。

経験的な遡源へと落ちこむ「私」と区別された「私」は、たえず経験の領域を越えるものであるだろうし、そのかぎりでもう「どこから」と問うこともない端的な始まりであるかも知れない。しかしこのような「経験」を超越する端的な始まりの可能性こそがカントにとっては、問題だったはずである。次のようにカントは反問していた。

もしあるものが端的に存在し始めると仮定すれば、あなたたちは、そのものの存在しなかった時点を持たざるを得ない。しかしともとも存在しているものにおいてでなければ、あなたたちは何においてこの時点を固定せしめようとするのだろうか。

というのも、あらかじめ存在した空虚な時間などというものは、知覚の対象とはならないからである。(B311)

このくだりは、のちにヘーゲルの始元論 (Wissenschaft der Logik [大論理学] 註解(4) S110 ズールカンフ版) で直接に批判されるところであるが、カントは、ここで非・存在、無の可能性(たとえば〈私〉の非・存在の可能性)が、知覚(〈私〉自身の感性的直観)と結びつかねばならないこと、そうでなければ端的にそこから始まる存在体など「認識」することなどできないと言いたいのだろう。なるほど、私たちは〈無〉を知覚することなしに、端的に始まる存在(つまり「始まり」があるということ)を知覚の上で問題にすることなどできない。そしてもちろん〈無〉を知覚することなど不可能である。

《理念》を扱う弁証論でもカントはこれと同じ問題を引きついでおり、重要な帰結を導き出す。

(…) したがって先行するのは、純粹理性の諸制約ではなくて、かえって単に内官の現象における純粹理性の諸制約の諸結果なのである。単に可想的な能力としての純粹理性は、時間形式に、したがってまた時間継起の諸制約にも従属しない。可想的な性格としての理性の原因性は生起しない。(B579)

「先行する」のはしたがって、たしかに「右手」と時間的に区別された「私」ではないけれども(むしろ、そのような「私」は可想的な性格を有した〈私〉の「結果」なのだから)、かといって可想的な〈私〉から「私」や「右手」が結果するのではない。そもそも何事か(経験的なものであれ、可想的なものであれ)から「始まる」という言い口こそが真つ

先に時間的、経験的な性格を帯びているのだから、経験を超越しようとする〈私〉が始まる、あるいは「生起する」ことなど不可能だろう。

つまり〈始まる〉ということそれ自体が、〈結果〉から始まるということなのである。その意味で〈私〉は始まりなどしないし、始まることもできないとカントは考えている。

カントがここで「生起しない」原因性というのは、むしろ〈実体〉のことである。「すべて始まりは、時間においてある」(B350)としても、「時間は、それだけとしては (für sich) 知覚されることはできない。したがって知覚の諸現象、すなわち諸現象の中に何か基体 (Substrat) があって、それが時間一般 (die Zeit überhaupt) を表象し、あらゆる変易 (Wechsel) 或いは同時存在 (Zusichsein) は、この基体に基づいた、これに対する現象の關係によって覚知 (Apprehension) において知覚されうるのである。ところであらゆる実在的なものの基体、すなわち諸物の現存 (Existenz) に属するものの基体は、実体である」(B325)。それだけ (für sich) としての時間というもの、カントは別に時間そのもの (Selbst) と呼んでいるが、これは〈形式 Form〉としての時間のことである。常住不変なもの (das Beharrliche) を、カントは〈実体〉(フエノメニク実体) と呼ぶが、これは「現象の内部では対象それ自身 (Gegenstand selbst)」であり、その場合「常住不変なものは時間そのもの (Zeit selbst) を経験的に表象する場合の基体であり、このような基体によってのみ一切の時間規定は可能なのである」(B226)。

しかし〈形式〉としての時間が現象に属するとはいえ、それは形式が現象する(知覚の対象となる)ということではない。同様に〈実体〉がフエノメニク実体であるからといって、それが直接現象するわけでもない。

「基体」の「常住不変」性は「時間を表現する (ausdrücken)」のであって、時間における「変易は時間そのものに

は関係せず、時間における現象に関係するにすぎない」(B226)。

カントは、次のように続けている。

「このような常住不変性に基づいて、変化 (Veränderung) についての概念も訂正される。生起 (Entstehen) と消滅 (Vergehen) とは生起し、消滅するものが変化することではない。変化とは、まさに同一の対象の、ひとつの現存する仕方に継起するもうひとつの別の現存する仕方のことなのである。だから変化するものはすべて恒存している (bleibend) のであつて、その状態が変易 (wechseln) するにすぎない」(B230)。したがって状態の変易の「可能性の条件」としてカントは〈実体〉を考えているのであつて、〈実体〉は「それ自体が関係を含んでいるというよりも、むしろ、関係の条件となるもの」(B230) なのである。

このように〈実体〉とその状態の変易という議論を前提にしてのみ、カントの二重の原因性の議論がなされている。〈私〉は「変化(生起、消滅)」しない。〈私〉の「状態」が「変易」するのである。

〔3〕生起しない原因性

意志どおりにできるという意味での行為の自由を私たちが感じることができるのは、少なくともひとつには、そのつど私たちがおのれの行為の可想的な全体(経験上の遡源を通じて広がりうる全体)を、〈私〉の(からの)結果であると思ふことができるからである。

にもかかわらず、この《私》が「生起しない」。

「意欲の自由」ということでショーペンハウアーが遭遇した事態は、この「生起しない」私をめぐってのことだった。しかし「意欲の自由」とは自由に意欲できるかどうかという問題であってはならない。少なくともカントにとつてはそうではない。

ニーチェは、カントの《主体》の《自由》を念頭において次のように言っていた。

内攻して陰で微かに燃えづついている復讐と憎悪の感情が、強者は自由に弱者になれる、猛禽は自由に仔羊になれるというこの信仰を自分のために利用し、その上この信仰を他のあらゆる信仰にもまして熱心に保持するとしても、それは別に異とするべきことではない。実に、この信仰によってこそ彼らは猛禽に対して猛禽であることの責めを負わせる権利を獲得するのである。(…)(『道徳の系譜』木場深定訳・四八頁)

しかしカントの《自由》は、近代的な、あるいは宗教的な道德概念からは離れたところにある。カントは、ただ「理性自身においては、何もものも始まらず、理性は各任意な行為の無制約的制約 (unbedingte Bedingung) であるから、自分の上に時間的に先行する以下なる制約をも許さない」(B363)と言っているだけである。カントは「自由な行為をその原因性について批判する場合」、次のように限界を定めている。すなわち、われわれは「ただ可想的原因までは遡ることができるが、さらに可想の原因をも越えることはできない」(B365)と。

この「越えることができない」という意味で、すなわち「自分の上に時間的に先行するいかなる制約をも許さない」

という意味で、「可思的原因」(つまり「生起しない」原因性)は「自由である」とカントは言っているだけである。「私」が可思的原因を始めることなど出来はしない。「私」がすでに可思的原因であるからである。

カントは次のように解説を加えている。

われわれは、「なぜ理性は、自己を今あるのとはちがつたように規定しなかったのか」と問うことはできない。ただ「なぜ理性は現象を自己の原因性によって、今あるのとはちがつたように規定しなかったのか」と問うことができるのみである。しかしこれに対して答えることは不可能である。なぜなら別の可思的性格は別の経験的性格を与えたであろうからである。(B364)

「私」が罪を犯したということについて、このことは端的に可思的原因の結果であつたとしても、そして可思的原因が自由であるがゆえに罪を犯さないこともできたとしてその罪をなしたものとして罰せられたとしても、「私」はその瞬間に(罪をなすその瞬間に)自由であるとは決して思わないだろう。仮に自由であつたと思うにしてもである。「現在の時点」ということについてカントは、次のように言っていた。

現在の時点 (den gegenwärtigen Zeitpunkt) を、私は、過ぎ去つた時間に関して、それによって制約されたものとしてのみ見ることはできるが、しかし決してそれを制約するものと見ることはできないであろう。なぜならこの瞬間 (Augenblick) は、過ぎ去つた瞬間によつてのみ(或いはむしろ先行する時間の流過によつて)初めて生ずる (entspringen) ものだからである。(B439)

つまり始まるものとしての自由は、決して現前（現在）しない。現前するものは結果であつて、それはいつも結果であるがゆゑに制約されている。ヘーゲルに反して、結果が「原因の原因」ではないのである。

私たちは自由から始めているわけではない。「別の可想的性格は別の経験的性格を与えた」のであるならば、「私」は自由であるから罪をなしたのである。自由の結果が罪をなしたことであるのであつて、「私」は自由に罪をなしたわけではないからだ。「先行するのは純粹理性の諸制約ではなくて、かえつて単に内官の諸現象における純粹理性の諸制約の諸結果」(B576) だつたはずである。

「十分に注意しなければならないことは」と言つて、カントはありうべき誤解を次のように避けようとしていた。

十分に注意しなければならないことは、われわれがこれまでに述べてきたことによつて立証しようとしたのは、自由の現実性 (die Wirklichkeit der Freiheit) ではないということ、すなわちわれわれの感性界の諸現象の原因を含む能力のひとつとしての自由の現実性ではないということである。というのは、このようなことを立証することが、単に概念だけを問題とせざるを得ない超越論的考察とはとうていなりえなかつたであらうことは別にしても、われわれは経験から出発して経験的法則にしたがつてはとうてい考えられるはずもないものへと推理していくことはとうていできないのであるから、これはまた、なしとげえないことであらうからである。のみならず、われわれはまた決して自由の可能性を証明しようとしたのでもない。というのはわれわれは一般にいかなる實在根拠 (Realgrund) についても、いかなる原因性についても、その可能性をたんなる先天的概念から認識することはできないから、これもまたなしえないことであらうからである。自由は、ここでは単に超越論的理念としてのみ論じられる。(B586)

「4」ふたつの“ない”

私たちは〈結果〉から始めることはできる。〈自由〉から始めることはできないにしても。しかし現在する結果が「過ぎ去った時間」に制約されたものであるにしても、それを「制約するもの」でないとすれば、この遡源自体がそもそも〈自由〉から始まるものではないのである。けれども、だとしたら、ふたたび私たちは経験的な無限の遡源₃に落ちこんでしまうのだろうか。

〈自由〉はたしかに「生起しはしない」けれども、結果しはする。

生起しないものからの結果とは、しかし自由の現前そのものである。結果する^{い、い、い}というよりも、結果している^{い、い、い}のである。

〈私の行為が〉右手から始まるということを〈私〉が知覚できる時、〈私〉は、右手の始まるということについて自由でなくてはならない。というのも〈私〉は始まるかぎりでの右手の、始まらなかった時点 (Zeitpunkt) を、つまり始まらなかった右手 (つまり動いていなかった右手) を、何らかの仕方を知覚することなしに右手が始まることなど知覚できるわけがないからだ。始まることから自由であることにおいて、〈私〉は右手を始めることが「自由」にできる。つまり右手から始まるというのは、〈私〉の始まらない^{い、い、い}ことの結果としてしか始まらない^{い、い、い}ということなのである。

〈始まり Anfang〉とは、そもそも、このような「ない nicht」の総合のある種の仕方を、いつでも含んでいるヘーゲルの〈否定性 Negativität〉も、ハイデガーの〈非力さ Nichtigkeit〉も同じ問題に直面している。そしてカン

トは、直接には知覚の「ない nicht」にかかわって可想的原因としての〈私〉は始まらないことを議論してきたのである。

しかしもちろんこの「始まらない（生起しない）」は、右手の始まることと区別された右手の始まらない（時点）の「ない」ではない。むしろ右手の始まることと始まらないこととの総合（統一）の「条件」こそがカントにとって、〈私〉の始まらないことの「ない」性なのである。

〈私〉は「変化」しない。〈私〉の状態が「変易 wechseln」するのである。そしてこの状態の「変易」において、右手が左へ動くことについての「どこから」という問いがたとえ無限に続くとしても、可想の原因としての〈私〉とその状態の変易の内部での遡源の系列（進行）との関係は、そのつどつねに「ア・プリオリ」なものである。

この関係とは、どのようなものだろうか。

純粹悟性概念の注釋（超越論的注釋）のところで、カントは感性的直観の多様（ひいては「変易」の〈多〉性）に対する、この〈私〉——「純粹統覚」の統一（Einheit）を、「超越論的統一（Die transzendentale Einheit）」と名付け、その〈一〉性を「単一性の範疇 Kategorie der Einheit」から考えるべきではないことを指摘している。この「単一性の範疇」の〈一〉性が、言わば量的単一性だとすれば、統覚の統一は、「質的単一性」とでも呼ばれるべきものである（B130.131.132）。

というのもこのような〈私〉は、「私は〔あなたではなくて〕私である」という同一性の「条件」としての〈私〉であって、〈実体〉論でカントが注意していたように「関係の条件」としての〈私〉であるからである。

カントは、だから、このような〈私〉の同一性を単なる同一性と区別して「徹底的な同一性 die durchgängige

Identität] (B.133) とも言う。

弁証論の構制は純粹統覚（私）のこういった同一性、すなわち「生起しない」原因性としての〈私〉の自由を前提してゐる。

周知のようにカントは、弁証論の（１）「誤謬推理」のところで「考える」物自体としての〈私〉＝靈魂（の理念）を経験の対象としては述語化できないものとして考察し、（２）〈世界〉理念を扱う「二律背反」では、今度は、始まる〈私〉を、つまり述語化する「結果」する〈私〉を議論にかけ、（３）純粹理性の「理想」に到って、物自体でありながら始まるもの＝〈神〉を問題にしている。

ところで、私たちがこれまでずっと議論してきた自由の原因性「可思的原因」としての〈私〉は「生起しない」かぎりでは（１）の性格を有しているけれども現象へと「結果」するかぎりでは、（３）の性格を有している。それゆえ可思的原因としての〈私〉（純粹統覚）は、（３）の議論を先取りしていると言える。（２）から（３）への移りゆきの要点をカントは次のように説明している。

自由においては、物自身 (Ding selbst) が原因として（現象的実体 Substantia phaenomenon として）やはり制約の系列に属し、その原因性のみが可思的と考えられたが、しかし今の場合「あらゆる変易的なものの最高制約たりうる一個の現実的存在、すなわち必然的存在体 (das notwendige Wesen) に到達する」(B.326) 場合「引用者註」には、必然的存在体は、全く感性界の系列外に（超世界的実在 ens extramundanum として）かつ、単に可思的なものとして考えられねばならないだろう… (B.329)。

つまり原因の作用性格（自由）とその作用の存在との区別がここでは問題なのである。

しかし作用の「ある」ことは、原因（性）が「生起しない」とと同義である。逆に言えば、「生起しない」原因性というものが、そもそも存在論的なものである。「ある」ことが、なぜ、どうして「始まる」ものとなるのか？ という問題は、「一者の一体性 die Einheit des Einen」（ハイデガー「ニーチェ」・「存在の歴史としての形而上学」S. 420）にかかわっている。カントはそのことを統覚（私）の超越論的な統一（Einheit）、すなわち「生起しない」原因性（言わば、超越論的原因とでも呼ぶべきもの）によって議論しているのである。

〔5〕『純粹理性批判』の〈始まり〉

「生起しない」原因性が統覚の統一にかかわるとすれば、〈感性論〉つまり『純粹理性批判』の始めのところの議論を復・収（Wiederholung）することが肝要なこととなる。

“物自体”の触発（感官への触発）とは、「生起しない」この原因性を前提することなしに考えられてはならない。統覚（私）の「純粹」性、つまり統覚の「生起しない」ことが、“物自体”の感官を触発すること（感官の受容性 Receptivität）の可能性の条件である。つまり統覚の「純粹」性の結果が“物自体”の触発という事態なのであって、“物自体”が感官を「制約」するわけではない。このことを逆に考えれば、〈私〉は、“物自体”に何ものをも「付加する」ことができないがゆえに、それを受容することができるといふことである。というのも、私は私である（「徹

底的な同一性」からである。つまり「物自体」というものそれ自体が両義的なものであつて、この点からすれば感官の（への）触発とは、統覚（私）の自己触発なのである。

仮に、物自体が感官を触発するとすれば物自体の、そのための先行性と並存性とが問題とされねばならないだろうけれども、まさしくそのようなものの言い方こそが、時間・空間の制約なしに立てられない問題を前提しており、物自体の（触発の）先行性は、むしろカントからすれば触発の結果の先行性にとつて代わらねばならないのである。そうでなければ、「物自体」に時・空の制約を押しつけることになり、逆にカントの《現象》概念の意義を手放すことになってしまう。ハイデガーが、《存在》にかかわる「痕跡 (Spur)」について、「存在の痕跡」とは決して言わず、存在の「忘却の痕跡」(「アナクシマンドロスの言葉」) と言ひ留めるのは、カントの、この議論に影響を受けている。

私は、私自身（「物自体」としての——）を「受容」する存在である。私は、なぜ、私であるのか？ という「問い」——「始まり」は、私が私であることの結果（効果）から始まっている。私は、いつでも私自身に遅れている。しかしこの遅れは、私が私であることそのものである。なぜなら、《私》は「生起しない」のだから。始まり（問い）が結果から始まるかぎりにおいて、私は私自身をつねに受容することができる。また私は、この受容である。

《私》（「純粹統覚」）の「ない」「生起しない」性格こそが、私の「受容性」（内世界的な「ない」性）を可能にするものなのである。この「ない」から始めることができないからこそ、私は、私を「問う」ことができる。その点で、私は「問い」そのものなのである。

しかしカント批判から出発したヘーゲルにとつて、《学 Wissenschaft》の課題とは、この「ない」ことから始めることだった。

たとえばバタイユは、次のようにヘーゲルに反問していた。

認識するとは何か。既知へと導いてゆくこと、ひとつの既知の事象が他の既知の事象と同じものであると了解することだ。このことは、一切のものが安定した基礎を置く確固たる大地を想定し（デカルト）、或いはまた、知識の循環性を想定する（ヘーゲル）。第1の場合には、もし大地が崩れ落ちたら……。第2の場合には、たとえみごとに完結した知識の環を持っていると確信していても、私たちは決して満足を与えようとしない知識の性格をいずれば知らされるのだ。既知の事象のかぎりない連鎖は、認識にとって自己自身の完結ではない。満足は、たしかに存在していたひとつの知識の企てが、その終末にまで到りついたということ、達成されたということ、もはや（少なくとも重要なことは）何も発見する必要もないのだということ、そういう事実に基づいている。だがこの循環的思考は、弁証法的だ。それは（環全体にかかわる）最終的矛盾をひきずっている。すなわち絶対的矛盾的な知とは、決定的非・知だということなのだ。実際、私は自分が今、自分の知っている以上のことは何も知ることはあるまいと知っているのである。（『内的体験』出口裕弘訳・二四五頁）

榎山欽四郎が「足もとにしのびよる無」（『ヘーゲル論理学の研究』）と言った事態の、バタイユ的表明が、「物自体」の「ない」性」というものを「止揚 *Aufheben*」するヘーゲルの問題を明らかにしてくれている。ヘーゲルにおいては、「問い」は「問い」としては生じない。ヘーゲルは「自分の知っている以上のこと」を問いはしないからである。フォイエルバッハは、したがってヘーゲル『大論理学』の「始元」を「猿芝居」と呼んだのである。しかし、もとから知らないものを問うことは可能なことだろうか。そんなことは不可能なことだ、とヘーゲルは（絶対知）への行程を「想起（*Erinnerung*）」の過程としたのである。結局、カントの物自体の「自己触発」という問題をヘーゲル

は全く“止揚”していない。むしろ、カントとヘーゲルの始元の問いは、それ自体反復している。それは歴史的な反復なのではなくて、始まりが、反復することの始まりであることから来ている。(丁)

注

1 『純粹理性批判』からの引用については、主として邦訳（高峯一愚を中心に）を参照している。カントの引用文中、傍点は、すべてカントのものである。尚、ドイツ語原典はSchmidt版を参照している。

2 周知のように、カントにとって〈世界〉は〈理念〉であって「客観的な實在」ではない。「世界は、決してそれ自体（私の表象の遡源的系列から独立して）現実存在するものではない」(B333)。「どこから」という問いの広がりとしての世界は、たしかにカントの言うとおり実在的な客観の世界ではないだろう。私たちの“悟性概念”は、そのつど現前する“原因”というのが、それ自体、何ごとかの結果であることに気づくことができるからである。つまり、ここ“悟性概念”が〈理念〉を問題とする弁証論の場）では、「どこから」という問いの答え（世界の起源）が何であるか、というよりも、むしろ、この問いの生じること (thesis)、その事実こそが問題なのである。私たちは、問うことはできる。したがって、問い＝遡源の「規則 Regel」こそが、カントにとって問題だったのである。カントは次のように言っていた。「(…) 注意すべきことは、この規則が客観の何であるかを述べうるものではなく、客観の完全な概念に到達するために経験的遡源がどのように行なわれねばならないかを述べうるのみであるということである」(B337, 538)。

3 〈無限〉ということについてカントは、重要な註を与えている。たとえば、人類の祖先（起源）を、「どこから」と問うことにおいて、この起源は、現在からの広がりとしては経験的（空間的）には与えられていない（知覚の対象とならない）のであるから、私たちはこのような起源への広がりを無限であると認識できないであろう。

「なぜなら、遡源が無限に進行するということは、遡源がまだそこへ到達しない多くの項を予料し、その数をいかなる経験的な総合も達しえないほどに大きいものとして表象することになり、したがって世界の大きさが遡源に先だって（たとえ、単に消極的であるにせよ）規定されることとなるであろうが、このようなことは不可能だからである。というのも、世界は私たちにいかなる直観によっても（その総体としては）与えられておらず、したがってまた世界の量も遡源に先だっては全く与えられていないからである。だから、われわれは世界の量そのものについては全く何とも言うことはできず、また決して世界の量のうちに無限の遡源が生ずるなどと言うことはできない」（B34f）。このように制約者が「被制約者の外」にある場合の遡源を、カント自身は（不定的遡源 *regressus in infinitum*）と名付けている。

一方でしかし、次のようなことも言える。「たとえば」とカントは続ける。

「たとえば、一定の限界の間に与えられている質量（物体）の分割については、その分割は無限に行われると言わなければならぬ。というのも、この質料は全部、したがってそのあらゆる可能な部分もとも経験的直観において与えられているわけだからである。（…）継続される分割のもつと先の項はそれ自身、この継続される分割に先だって経験的に与えられているのであり、換言すれば、その分割は無限に行われるのである」（B34f）

もちろんこのような無限な遡源を前提するにしても、与えられている全体が「無限に多くの部分からなる」（B35g）とは言えないのであって、「あらゆる部分が全体の直観中に含まれているとはいえず、全部の分割はやはりそこには含まれてはおらず、この分割は分割の続行、或いは遡源そのものによつてなるもので、この遡源が始めて系列を現実化するのである」（B35g）。カントは、この無限性を「継起的に無限 *subzessivunendlich*」なものだと限定付けているが、それでも全体が与えられているという意味では、これこそ（無限的遡源 *regressus in infinitum*）と呼んでいいものと考えている。

私たちは、「無限性」をめぐるこのカントの議論のはこび方に数々の示唆を受けることができそうだが、ここでは立ち入ることとはできない。しかしこの両者の遡源は、いずれにしても（数学的遡源）とカントが名付けているものであって、「生起しない」

原因性にかかわる遡源、つまり「力学的遡源」とは別のものであるということだけに、後の議論のため注意しておきたい。ところでカントは「力学的遡源」を「数学的遡源」から次のように区別していた。

「数学的遡源は本来、ただ部分を一個の全体に総括すること、或いは一個の全体をその部分に分解することを任とするから、数学的遡源の系列の諸制約はつねにその系列の部分として、すなわち同種のものとして、したがって現象として見なされねばならないが、これに反して力学的遡源においては与えられた部分を集合して無制約の全体にいたることができるとかや、或いは与えられた全体を分解して、無制約の部分にいたることができるとかや問題なのではなく、ひとつの状態をその原因から導くこと、或いは必然的実体から実体そのものの偶然的現存在を導き出すことが問題なのであるから、制約するものが制約されるものと共にひとつの経験的系列を構成することを必ずしも必要としないのである」(B380)。

「力学的遡源」は、もはや「経験的系列」を追う遡源ではないこと、言い換えれば遡源ならざる遡源であることに注意する必要がある。

4

この統覚の超越論的統一というテーマは、「理念」を扱う弁証論でも、悟性の「自発性 (Spontaneität)」という点で、そのまま引きつがれており——注釋論では、それが感性の方を向いて論じられ、弁証論では、理性の方を向いて論じられるといううちがいはあるにせよ——可想的原因性の能力が「悟性の根拠に基づいている」(B378)と言われている。悟性の根拠とは、統覚のことだ。「可想的な対象」としての「自分自身の認識」というものが、純粹な統覚によるものだということが、その少しあとのところで議論されている。

論文執筆者紹介

飯田 宮子	………	本学	助教授
鈴木 順子	………	本学	助教授
小泉 ゆう子	………	本学	非常勤講師
芦田 宏直	………	本学	非常勤講師
佐藤 修一郎	………	本学	非常勤講師

紀要編集委員

西脇 哲夫 鈴木 順子

東京立正女子短期大学紀要 第27号

平成11年3月20日 印刷

平成11年3月25日 発行

編集	東京立正女子短期大学紀要編集委員会
印刷所	株式会社 三 協 社
	〒164-0011 東京都中野区中央4-8-9
	TEL 03 (3383) 7281 (代)
発行所	東京立正女子短期大学
	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内2-41-15
	TEL 03 (3313) 5101 (代)

THE JOURNAL OF TOKYO RISSHO JUNIOR COLLEGE FOR WOMEN

No.27

March 1999

CONTENTS

- Between the East and the West — Anthony Burgess,
The Right to an Answer (2)SUZUKI, Junko 1
- Yahari / Yappari : A Relevance Theoretic AnalysisKOIZUMI, Yuko 18
- The Theoretical Outline on Heizaburo Takashima's Psychology
.....IIDA, Miyako 52
- Une Étude sur le Droit d'Accès et les Activités Parlementaires
.....SATO, Shuichiro 76
- On Kant's BeginningASHIDA, Hironao 116

Published by
Tokyo Rishsho Junior College For Women

TOKYO JAPAN

ISSN 0386-7161